

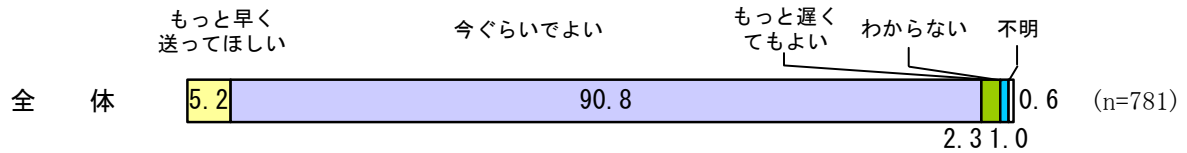
Ⅲ 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。

図1-1-1 選任手続期日等お知らせ時期の適切さ(全体)

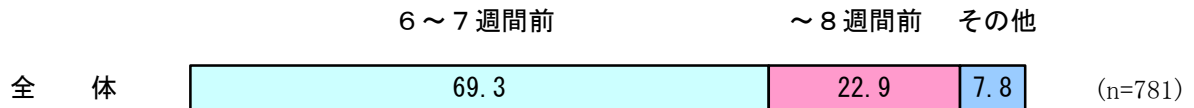


選任手続期日等お知らせの時期の適切さについては、「今ぐらいでよい」とする回答が9割を占め、大半が適切と評価している。他方、「もっと早く送ってほしい」とする回答は5.2%、「もっと遅くてもよい」とする回答は2.3%である。

なお、「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」と回答した対象者には、実際に受け取った日より何週間前または後が適切か記入してもらった。その具体的回答と裁判所が記入した「質問票送付時期」（「6週間～7週間前」「～8週間」「その他（具体的に記入された送付時期）」）から算出した希望送付時期と「今ぐらいでよい」と答えた人については裁判所が記入した「質問票送付時期」とにより、参考として希望送付時期に関する平均値を算出したところ、6.98週間という結果となった。

注：質問票送付時期と実際に対象者が受け取った日は数日のタイムラグが生じるが、送付時期＝受領時期とみなして計算した。なお、「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

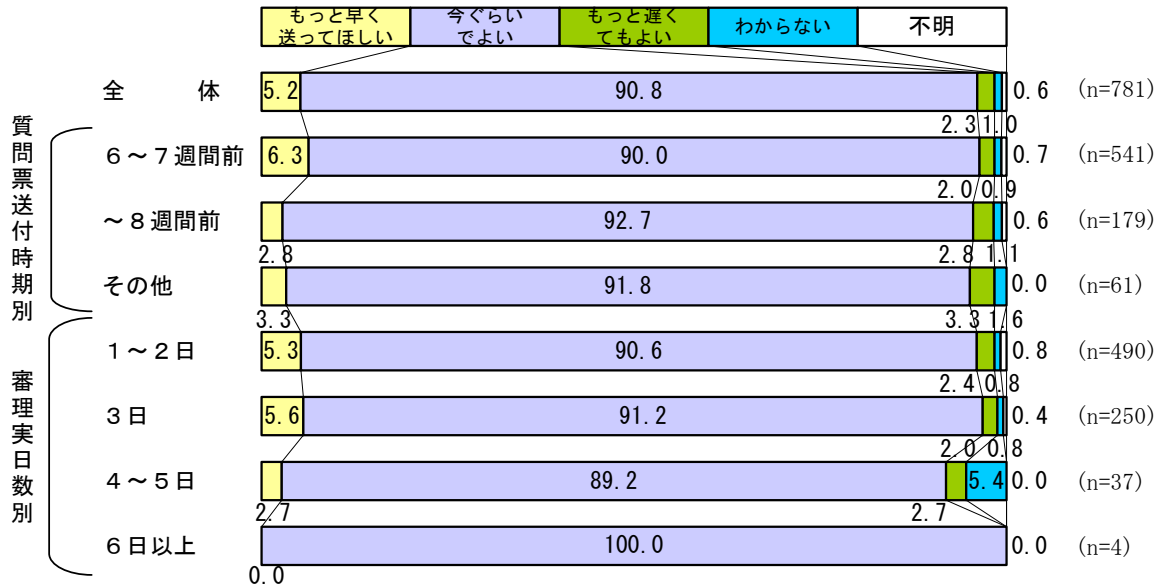
図1-1-2 質問票送付時期



「6週間～7週間前」が69.3%で最も多く、以下「～8週間前」(22.9%)、「その他」(7.8%)となっている。平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間～7週間前」の場合は「6」、「～8週間前」の場合は「8」、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

質問票送付時期別、審理の実日数別でみると、どの層でも「今ぐらいでよい」で9割前後を占めている。なお、審理の実日数別での希望送付時期の平均値は、1～2日で6.83週間前、3日で7.25週間前、4～5日で7.14週間前、6日以上で8.00週間前であった。

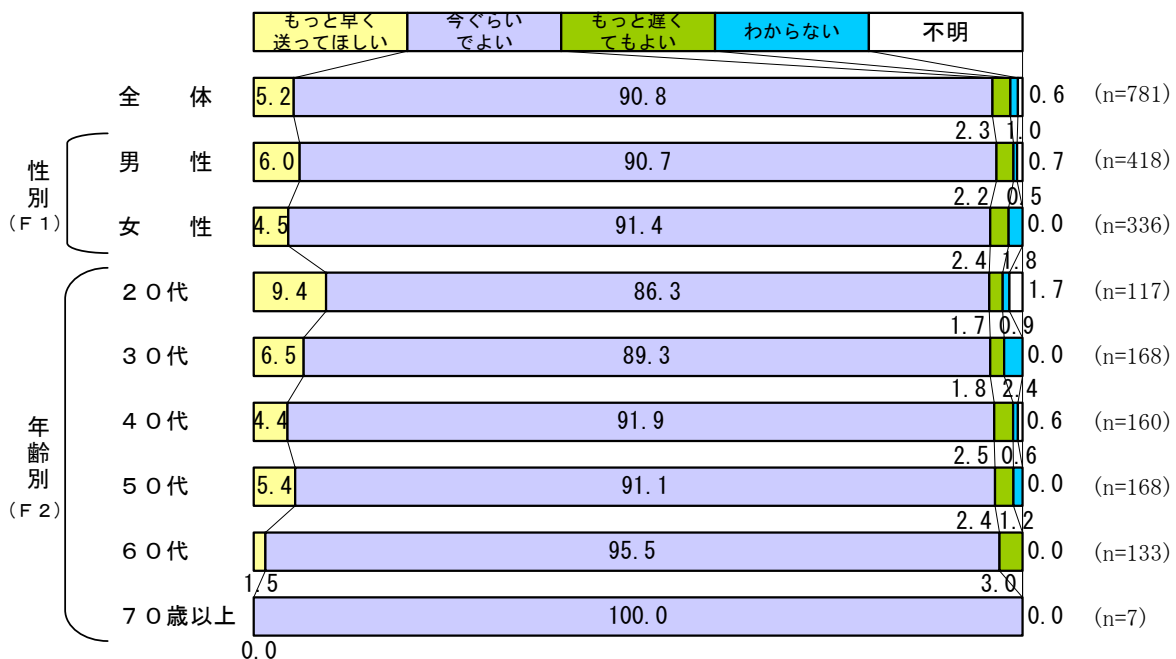
図1-1-3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（質問票送付時期別、審理の実日数別）



注：審理実日数別の「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

性別でみると、男女間では大きな差はみられない。

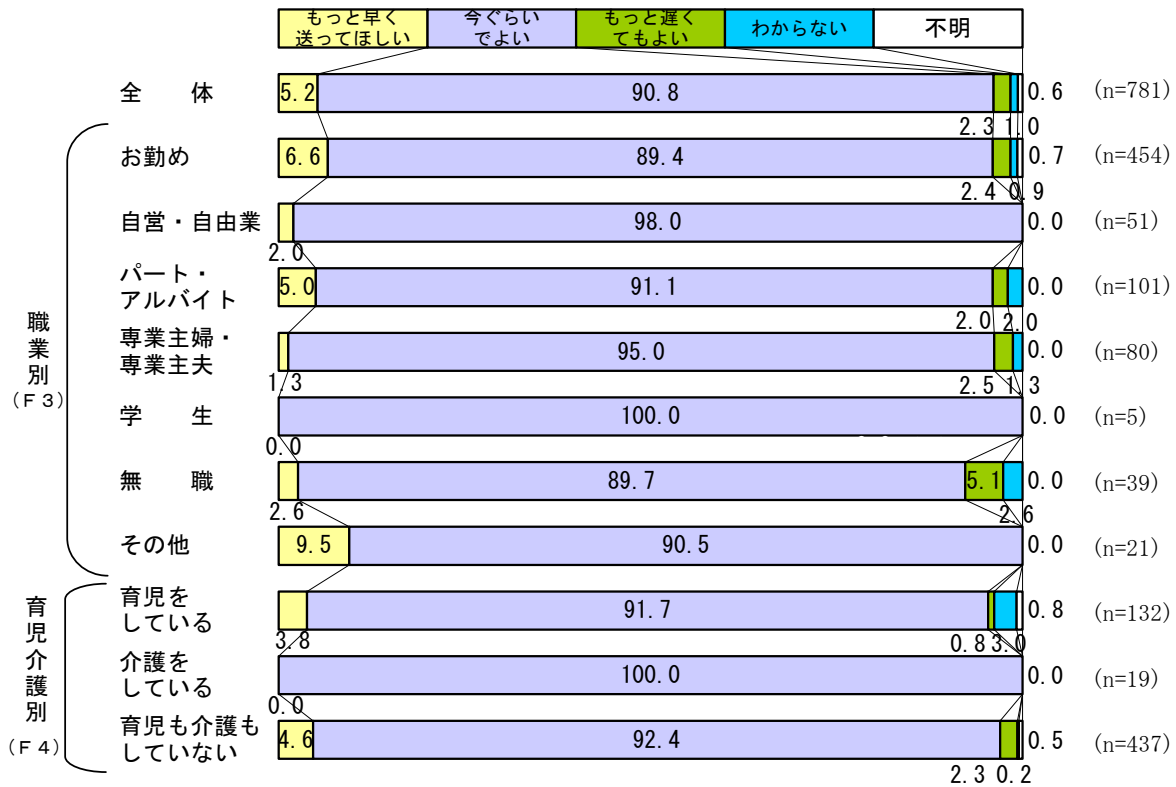
図1-1-4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（性別、年齢別）



注：年齢別の「70歳以上」は回答数が7と少ない点に注意されたい。

職業別でみると、お勤めの層の6.6%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。逆に無職の層の5.1%が「もっと遅くてもよい」と回答しており、それぞれ他の層よりやや高くなっている。

図1-1-5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（職業別，育児介護別）



注：職業別の「学生」「その他」、育児介護別の「介護をしている」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(2) 裁判員等選任手続について (問2)

裁判員等選任手続に関して、(i) 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、(ii) 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

(i) 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全781人中、回答があったのは406人である(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

特に項目を特定することなく、全般的に問題がなかったとするものが最も多く、説明等についてわかりやすかったとするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(121頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(ii) 質問手続中の待ち時間についてなど

全781人中、回答があったのは416人である(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

所要時間の長さについて、「適切だった」など、評価するものが最も多かったが、逆に、「長すぎる」など、問題点の指摘や提案を含んだ意見がそれに続いている。

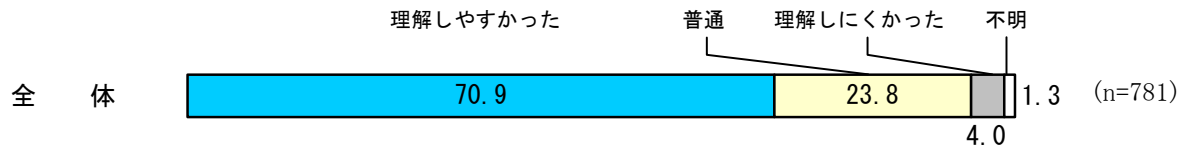
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(124頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 審理について

(i) 審理内容の理解しやすさ

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。

図1-3-1 審理内容の理解しやすさ (全体)



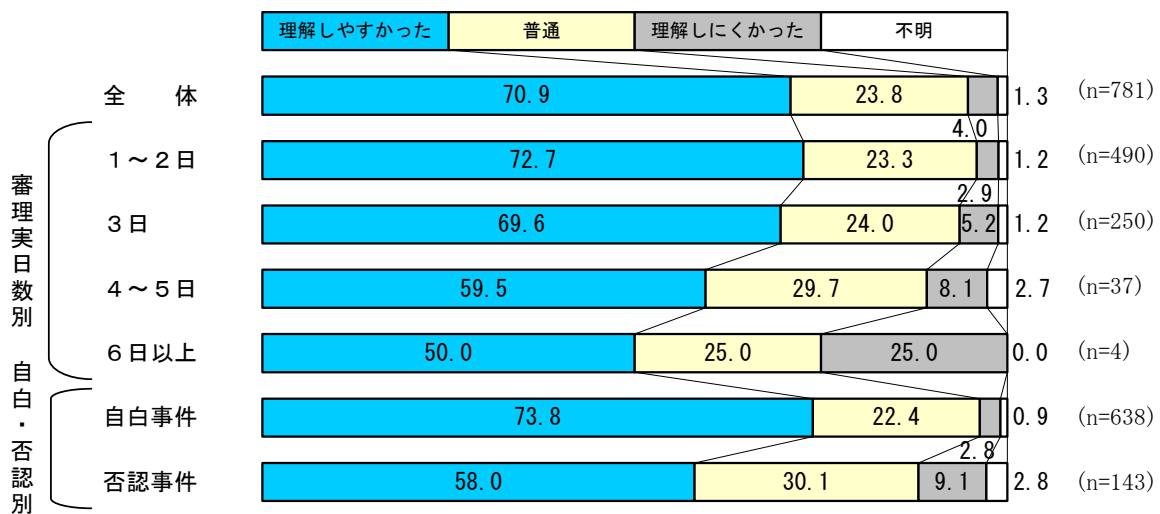
審理内容については、70.9%の人が「理解しやすかった」と答えており(「普通」とあわせて94.7%)、「理解しにくかった」とする回答は4.0%である。

これを、審理の実日数別、自白・否認事件別でみたのが、下の図1-3-2である。

審理の実日数別でみると、審理の実日数が1～2日間の場合、72.7%の者が「理解しやすかった」と回答しており、その後、審理の実日数が長くなるにつれて、理解度は低くなる傾向がみられる。

自白・否認別では、自白事件においては73.8%の者が「理解しやすかった」と回答しており、否認事件よりおよそ16ポイント高い。

図1-3-2 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別、自白・否認別)



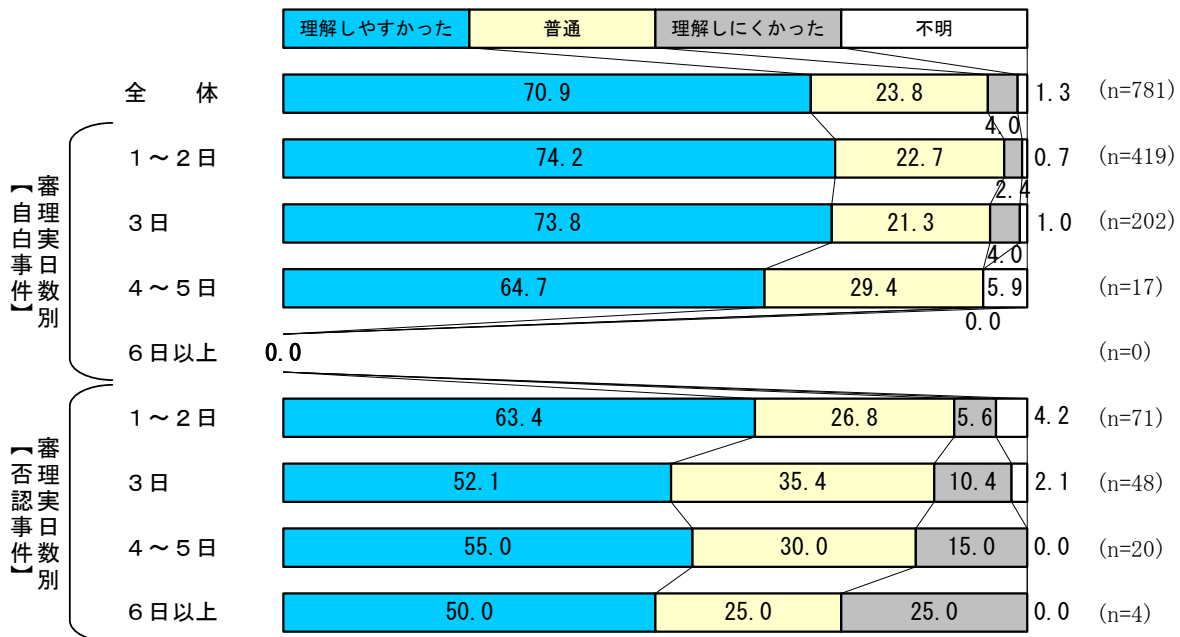
注：審理実日数別の「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

審理の実日数別を、さらに自白・否認別で区分してみたのが下の図1-3-3である。

自白事件において、審理の実日数が1～2日間及び3日間の場合、「理解しやすかった」と回答した者は70%台であるが、審理の実日数が4～5日間になるとその割合は60%台と低くなっている。

否認事件において、審理の実日数が1～2日間の場合、「理解しやすかった」と回答した者の割合は63.4%であるが、審理の実日数が3日間以上になると「理解しやすかった」と回答した者の割合は50%台に低下している。

図1-3-3 審理内容の理解しやすさ（自白・否認別，審理実日数別）

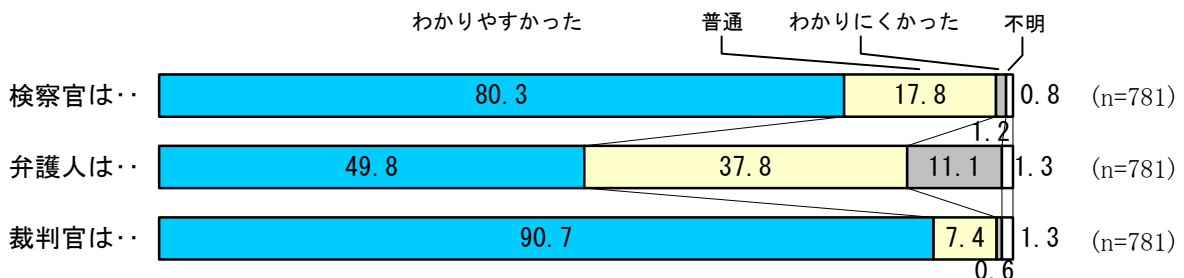


注：自白事件，否認事件ともに「4～5日」「6日以上」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(ii) 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，お答えください。

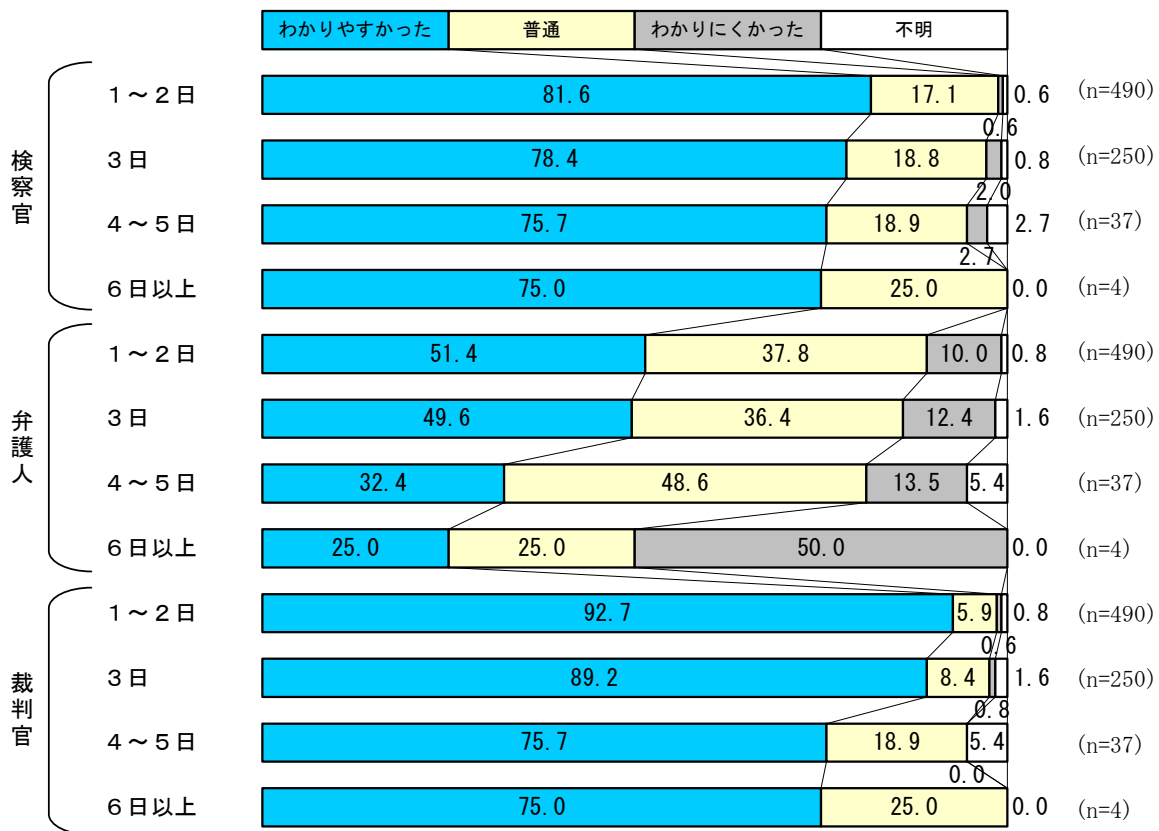
図1-3-4 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）



検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等について，「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は，検察官が98.1%，弁護士が87.6%，裁判官が98.1%である。

審理実日数別でみると，三者とも審理内容の理解しやすさと同様，審理の実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっている。

図1-3-5 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（審理実日数別）



注：「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

自白・否認別では、三者とも否認事件よりも自白事件の方が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-3-6 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（自白・否認別）

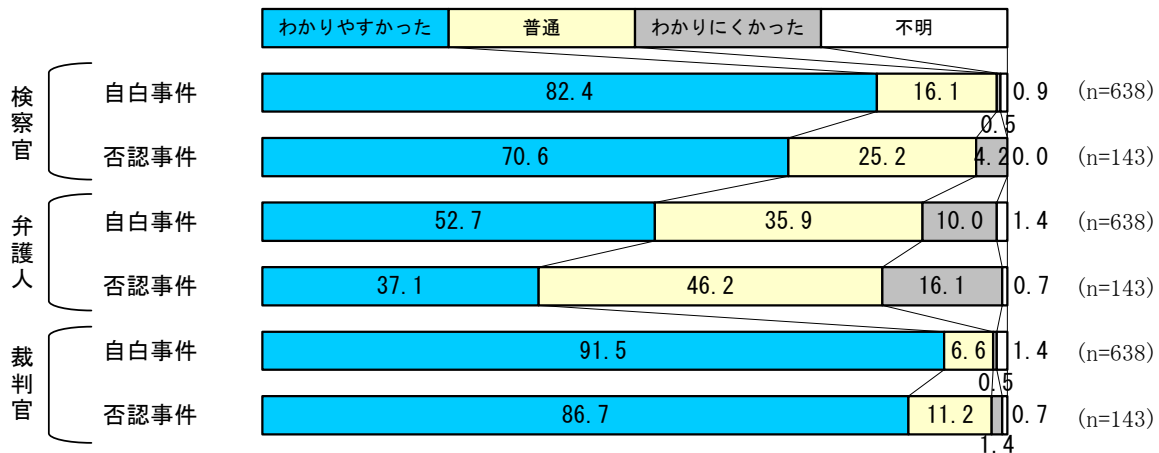


図1-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

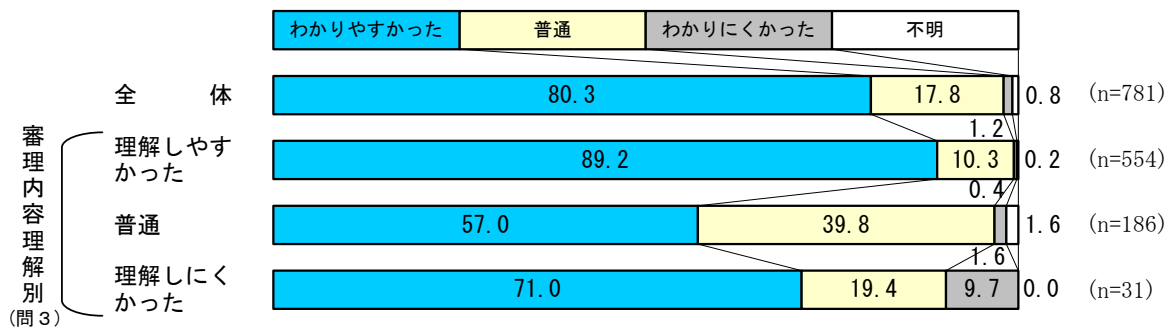


図1-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

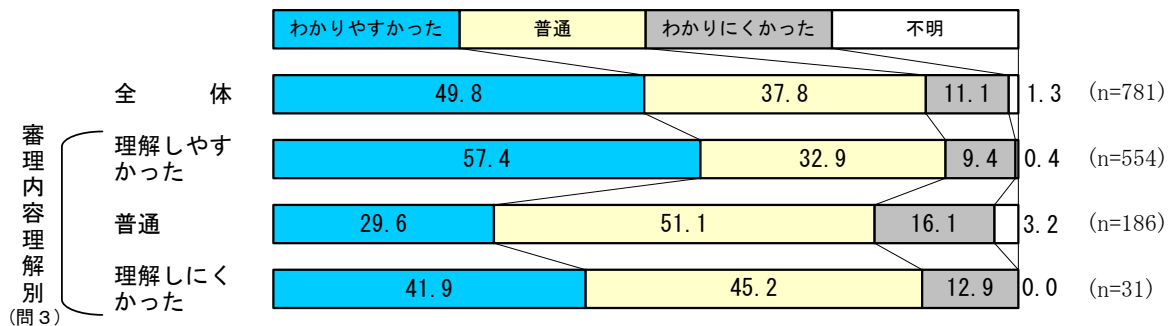
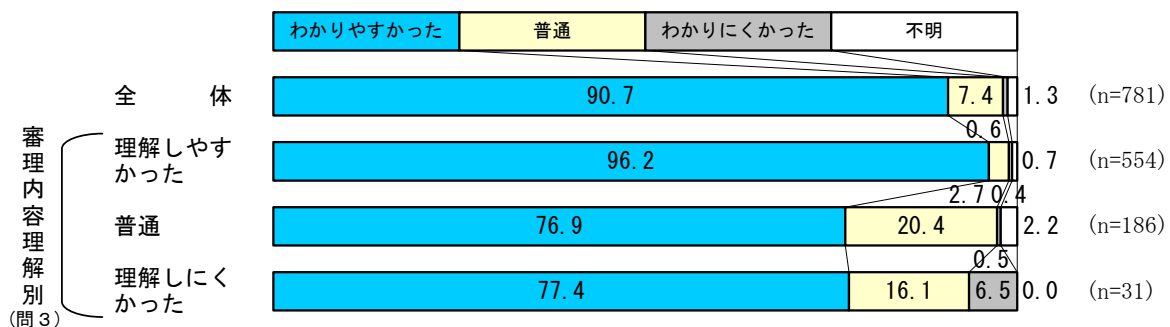


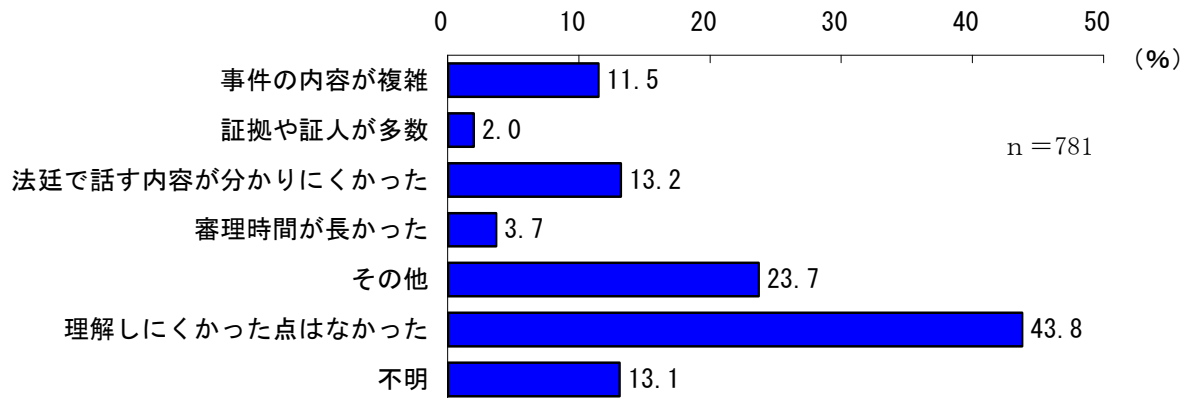
図1-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）



(iii) 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。(M.A.)

図1-3-8 法廷での手続全般について理解しにくかった点(全体)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」と回答した者は43.8%である。具体的な理解しにくかった点では、「証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった」(13.2%)、「事件の内容が複雑であった」(11.5%)、「審理時間が長かった」(3.7%)、「証拠や証人が多数であった」(2.0%)の順で高くなっている。

問5の法廷での手続全般について、理解しにくかった点について、「その他」を選択した者185人にその具体的な内容を記述してもらったところ、181人から回答があった(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが「証人や被告人の話が分りにくい」というものであり、以下「事務・手続に起因するもの」などが続いている。

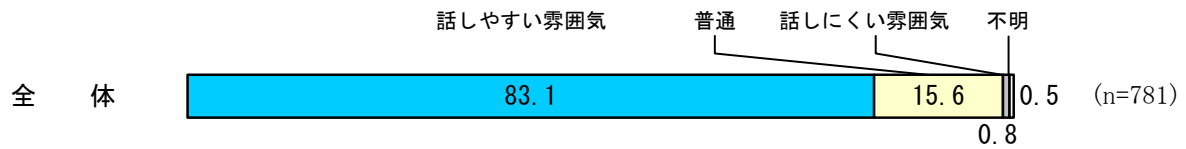
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(126頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 評議について

(i) 評議における話しやすさ

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

図1-4-1 評議における話しやすさ (全体)



評議における話しやすさについては、全体で「話しやすい雰囲気であった」との回答が83.1%を占め、「話しにくい雰囲気であった」との回答は0.8%である。

審理実日数別でみると、審理の実日数が1～2日間及び3日間よりも、審理の実日数が4～5日間のほうが「話しやすい雰囲気」であったと回答している者がやや多い。

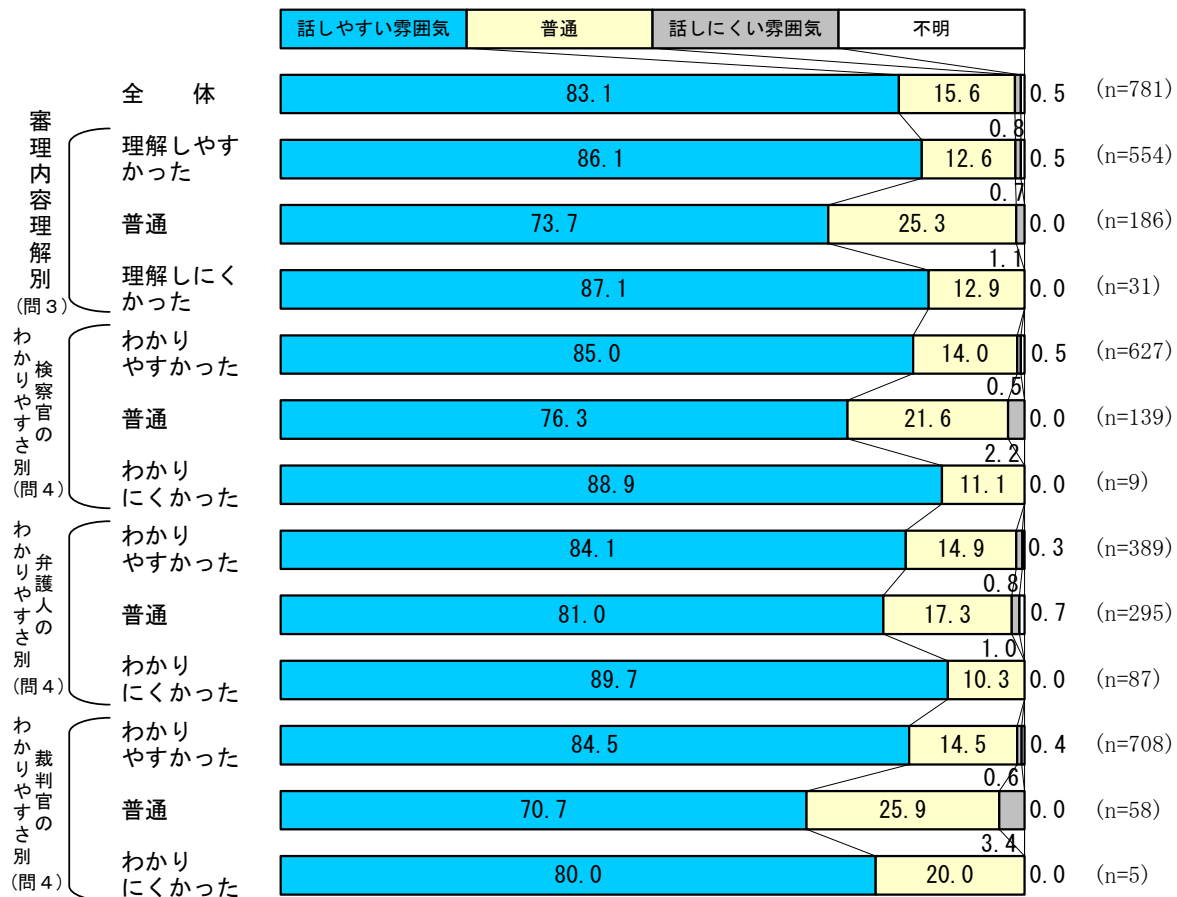
自白・否認別では、大きな差はみられない。

図1-4-2 評議における話しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)



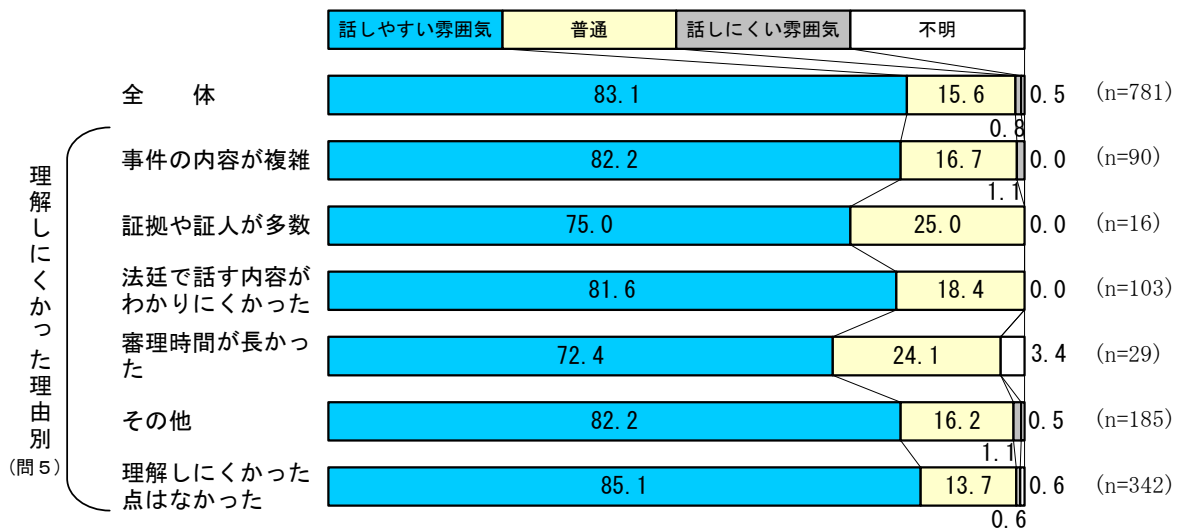
注：審理実日数別の「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

図1-4-3 評議における話しやすさ
(審理内容理解別、法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



注：検察官、裁判官のわかりやすさ別の「わかりにくかった」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

図1-4-4 評議における話しやすさ（理解しにくかった理由別）

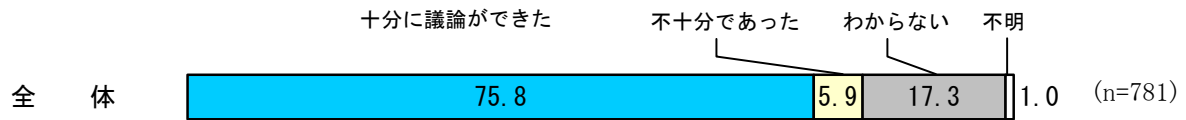


注：「証拠や証人が多数」「審理時間が長かった」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(ii) 評議における議論の充実度

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。

図1-4-5 評議での議論の充実度（全体）

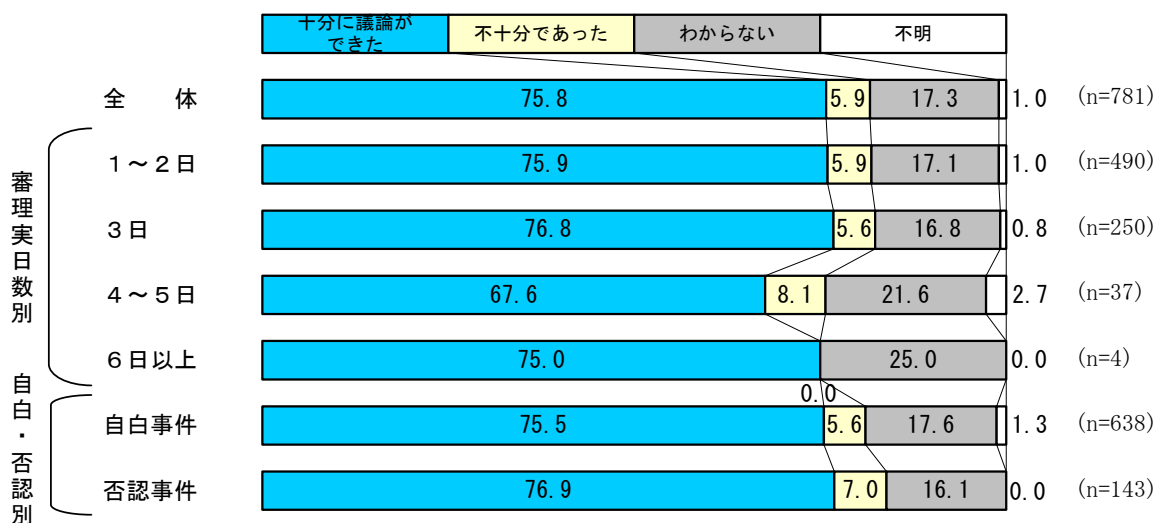


評議については、「十分に議論ができた」が75.8%を占める一方で、「不十分であった」とする回答は5.9%にとどまる。

審理実日数別でみると、審理の実日数が3日間以下の場合、76%前後が「十分に議論ができた」と回答し、審理の実日数が4～5日間の場合は67.6%とやや低くなる。

自白・否認別では大きな差はみられない。

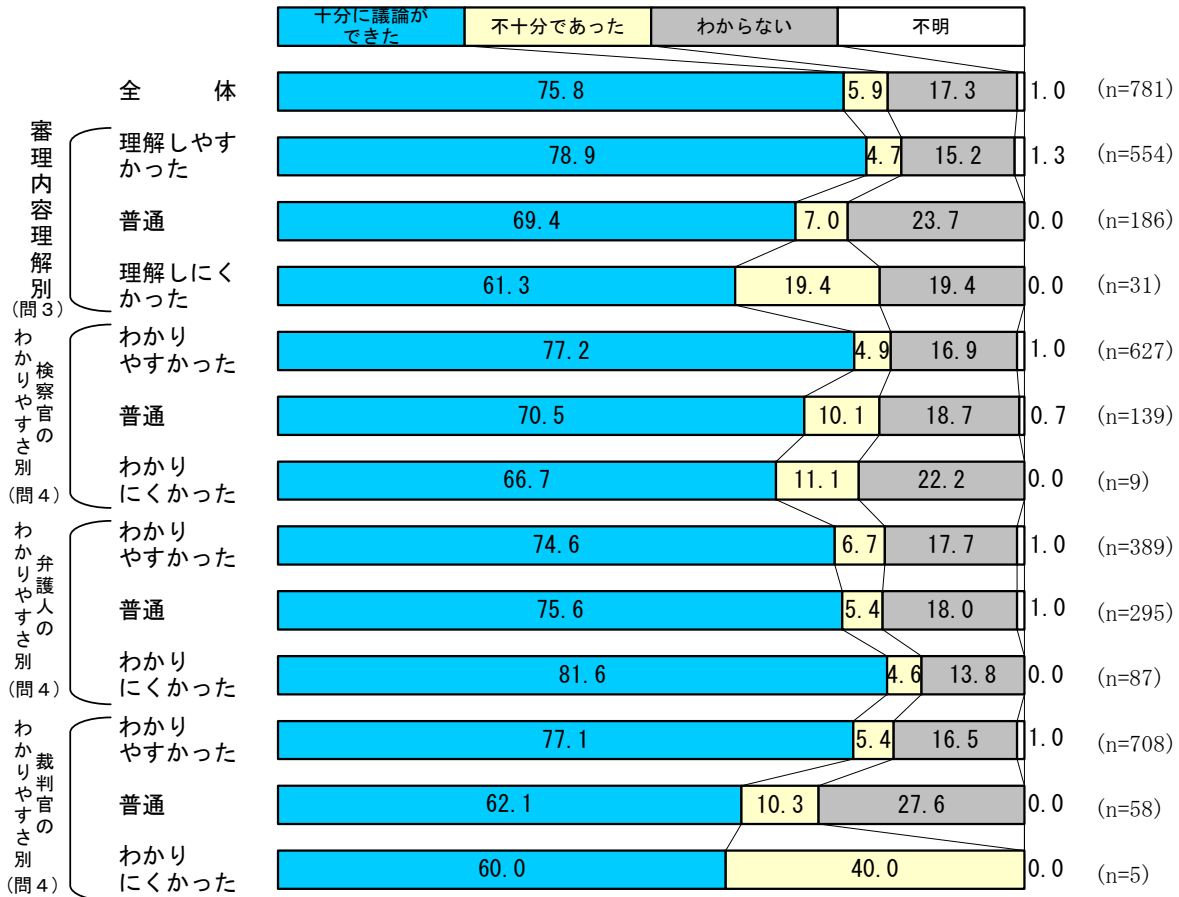
図1-4-6 評議での議論の充実度（審理実日数別、自白・否認別）



注：審理実日数別の「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

審理内容理解別でみると、審理内容が「理解しやすかった」と回答した層では「普通」または「理解しにくかった」と回答した層よりも「十分に議論ができた」と回答した者の割合は高くなっている。

図1-4-7 評議における議論の充実度
(審理内容理解別、法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)

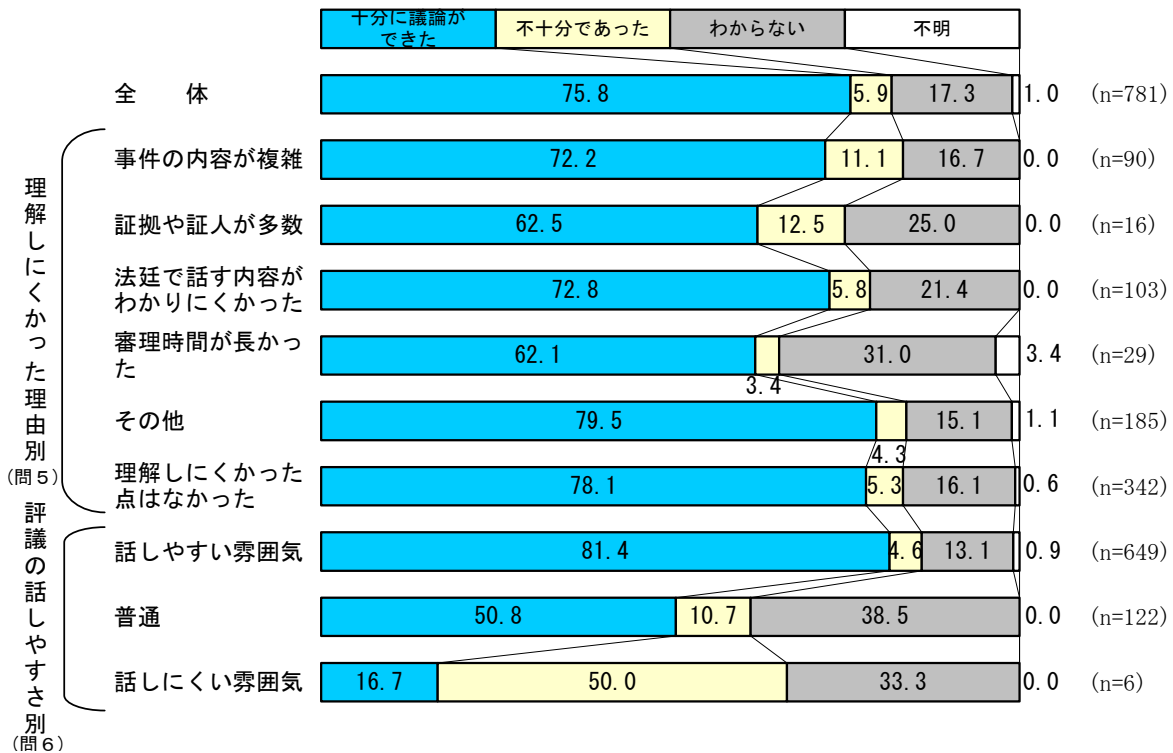


注：検察官、裁判官のわかりやすさ別の「わかりにくかった」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

理解しにくかった理由別でみると、事件の内容が複雑と答えた層でも、法廷で話す内容がわかりにくかったと答えた層でも、「十分に議論ができた」との回答が70%を超えており、評議における話しやすさと同様にこれらの要因は議論の充実度にはほとんど影響しないことが窺える。

評議の話しやすさ別では、「話しやすい雰囲気であった」と回答した層では、81.4%が「十分に議論ができた」と回答しており、他の層よりも「十分に議論ができた」と回答した者の割合が高い。

図1-4-8 評議における議論の充実度（理解しにくかった理由別、評議の話しやすさ別）



注：理解しにくかった理由別の「証拠や証人が多数」「審理時間が長かった」、評議の話しやすさ別の「話しにくい雰囲気」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(iii) 評議の進め方（裁判員の進行、評議の時間、休憩の取り方など）についての意見や感想など（問8）

評議の進め方について、気づいた点を自由に記載してもらった。

全781人中、回答があったのは532人である（「特になし」「わからない」といった回答を含む）。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、「応対(接遇)が適切であった」とするものが最も多く、「進行が適切であった」というものがそれに続いている。

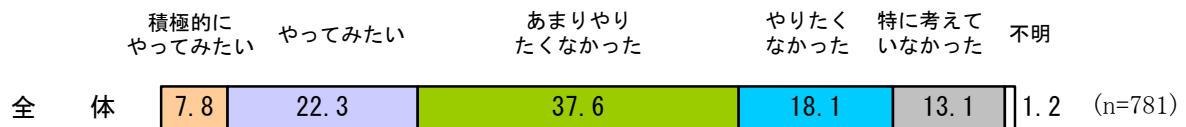
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（130頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) 裁判員を務めた感想等について

(i) 裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由

問9 裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。

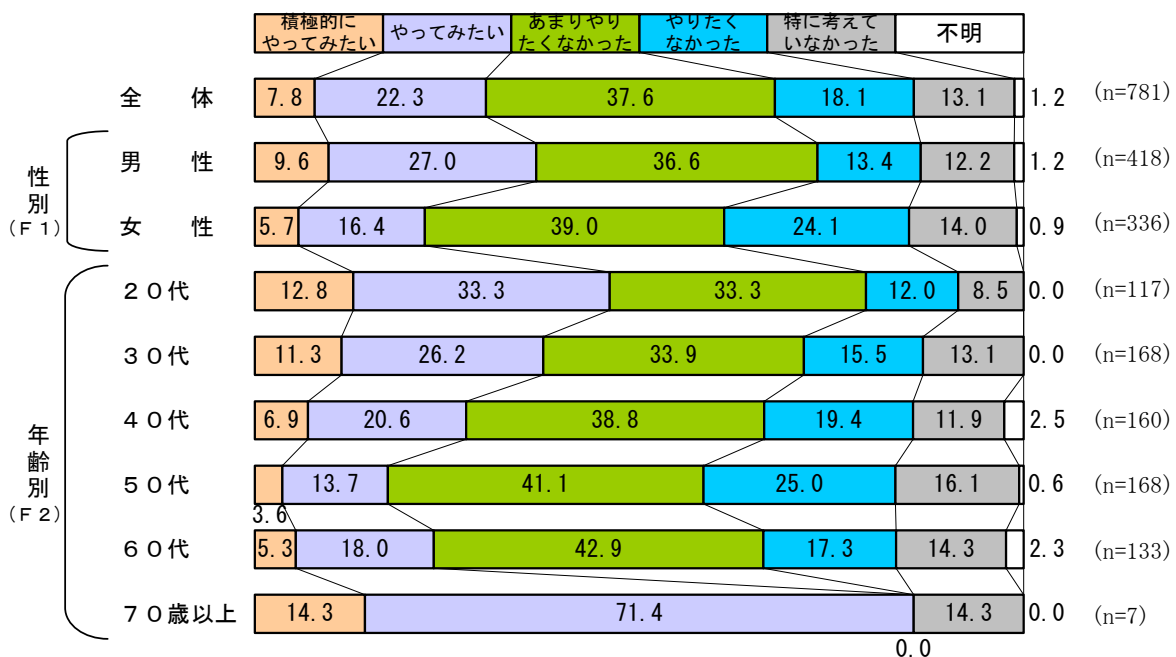
図1-5-1 裁判員に選ばれることについての気持ち（全体）



裁判員に選ばれる前の気持ちについては、「積極的にやってみたい」が7.8%、「やってみたい」が22.3%であり、両者を合わせた『積極的な参加意向』はほぼ3割である。これに対し、「あまりやりたくなかった」(37.6%)、「やりたくなかった」(18.1%)を合わせた『消極的な参加意向』は55.7%である。

性別でみると、女性より男性の方が『積極的な参加意向』が高い。年齢別でみると、20代、30代は『積極的な参加意向』が比較的高い傾向がある。特に、20代については、『積極的な参加意向』が46.1%であるのに対し、『消極的な参加意向』は45.3%と、『積極的な参加意向』の方が上回っている。

図1-5-2 裁判員に選ばれることについての気持ち（性別、年齢別）

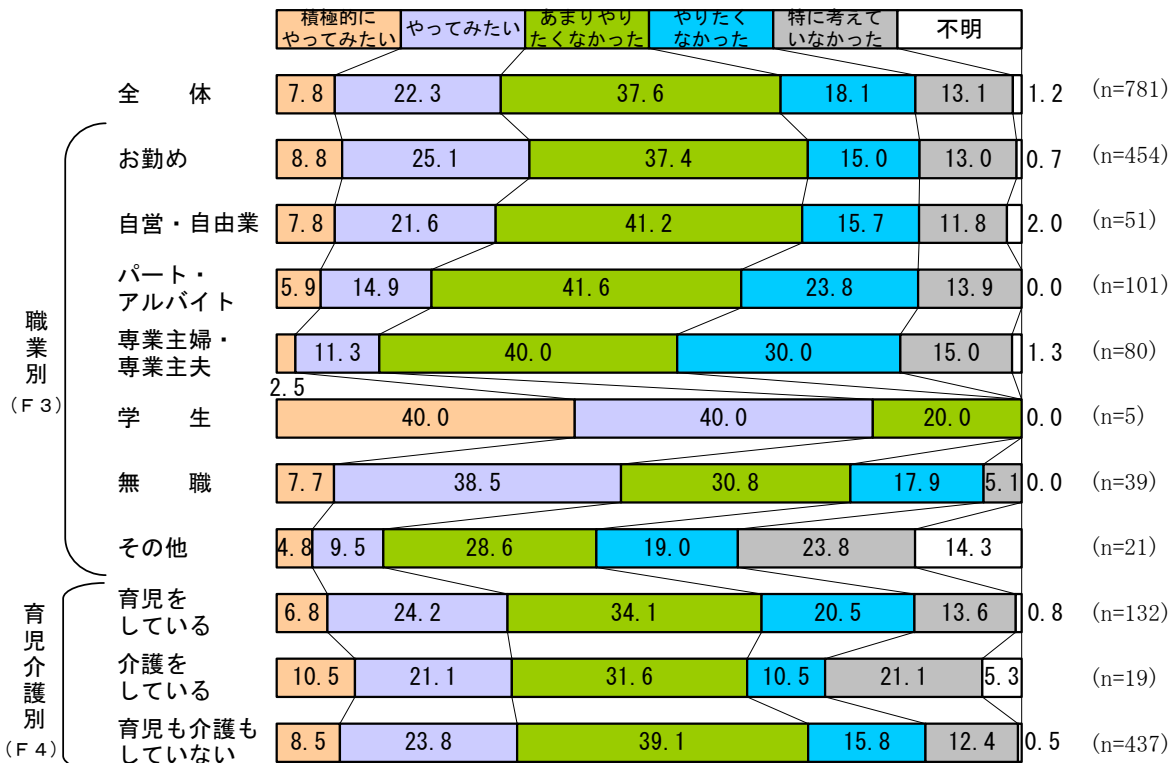


注：年齢別の「70歳以上」は回答数が7と少ない点に注意されたい。70歳以上の者は、法律上、希望すれば辞退することができる。

職業別でみると、無職の層の46.2%が『積極的な参加意向』を示している。以下、お勤めの層(33.9%)、自営・自由業の層(29.4%)、パート・アルバイトの層(20.8%)、専業主婦・専業主夫の層(13.8%)の順で『積極的な参加意向』は高くなっている。

育児介護別では大きな差はみられない。

図1-5-3 裁判員に選ばれることについての気持ち(職業別, 育児介護別)



注：職業別の「学生」「その他」、育児介護別の「介護をしている」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

裁判員に選ばれる前の気持ちの理由を自由に記載してもらったところ(問10)、全781人中、724人から回答があった(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

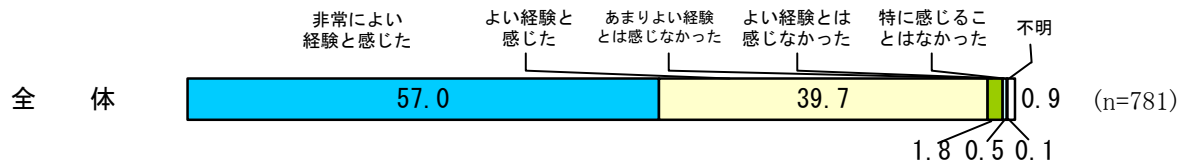
記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、裁判員に選任されることに対し、積極的な立場から、「貴重な経験である、関心があった」ということを理由とするものが最も多く、逆に、消極的な立場から「責任が重い、他人の人生を決めることへの負担」を理由に挙げるものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(136頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(ii) 裁判員として裁判に参加した感想及びその理由

問11 裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。

図1-5-5 裁判員として裁判に参加した感想（全体）

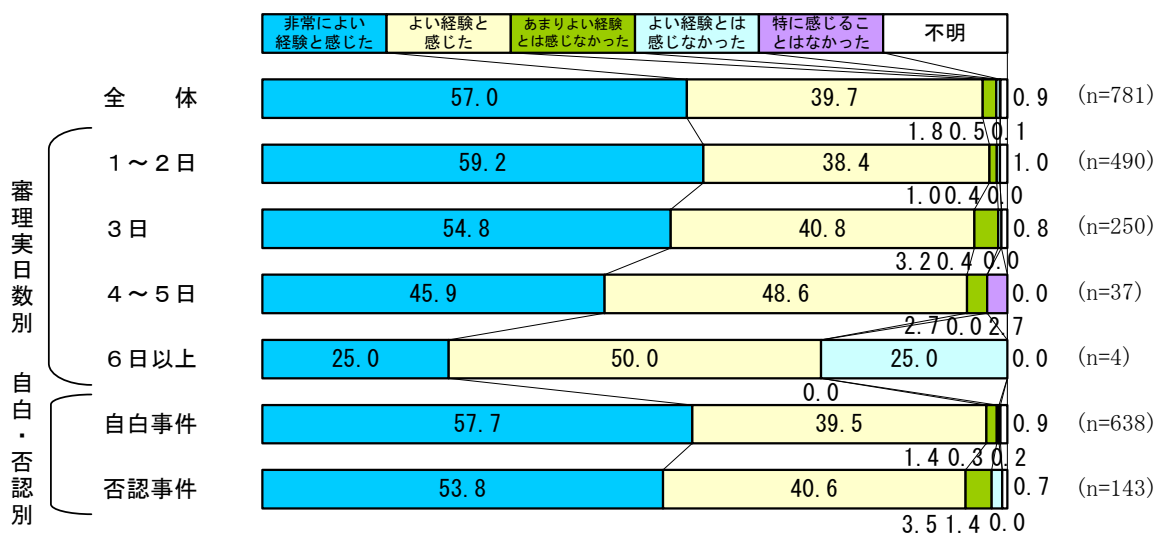


裁判員選任後の感想では、「非常によい経験と感じた」と回答した者が57.0%である。これに、「よい経験と感じた」(39.7%)を合わせると96.7%になり、ほとんどの人が『よい経験』と感じている。

審理実日数別でみると、審理の実日数が短いほど「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高い。

自白・否認別では、「非常によい経験と感じた」と回答した者は否認事件より自白事件の方がやや高い。

図1-5-6 裁判員として裁判に参加した感想（審理実日数別、自白・否認別）

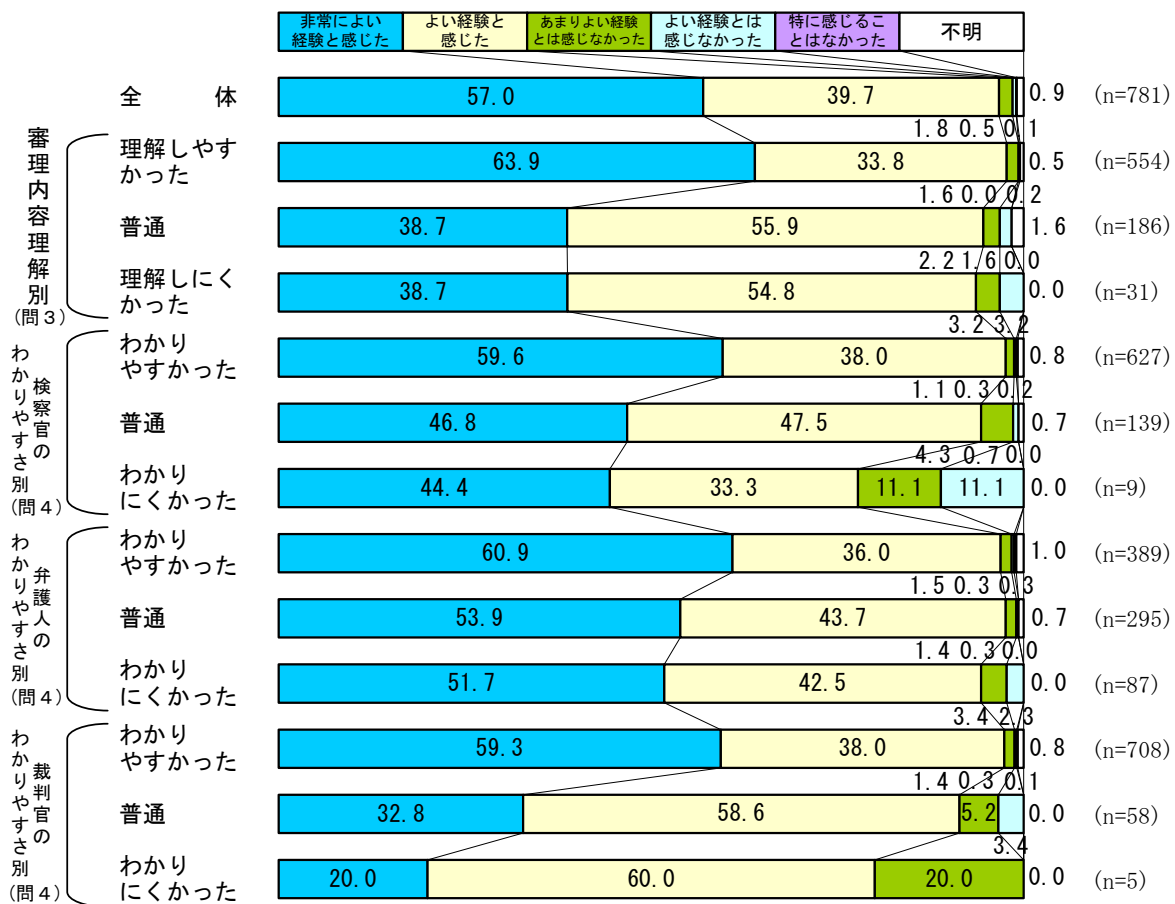


注：審理実日数別の「6日以上」は回答数が4と少ない点に注意されたい。

審理内容理解別でみると、審理内容について「理解しやすかった」と回答した層では「非常によい経験と感じた」との回答が63.9%となっており、「普通」または「理解しにくかった」と回答した層より25ポイント程度高くなっている。

三者の法廷での説明等のわかりやすさ別でみると、説明等が「わかりやすかった」と回答した層では、他の層よりも「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が三者いずれにおいても高くなっている。

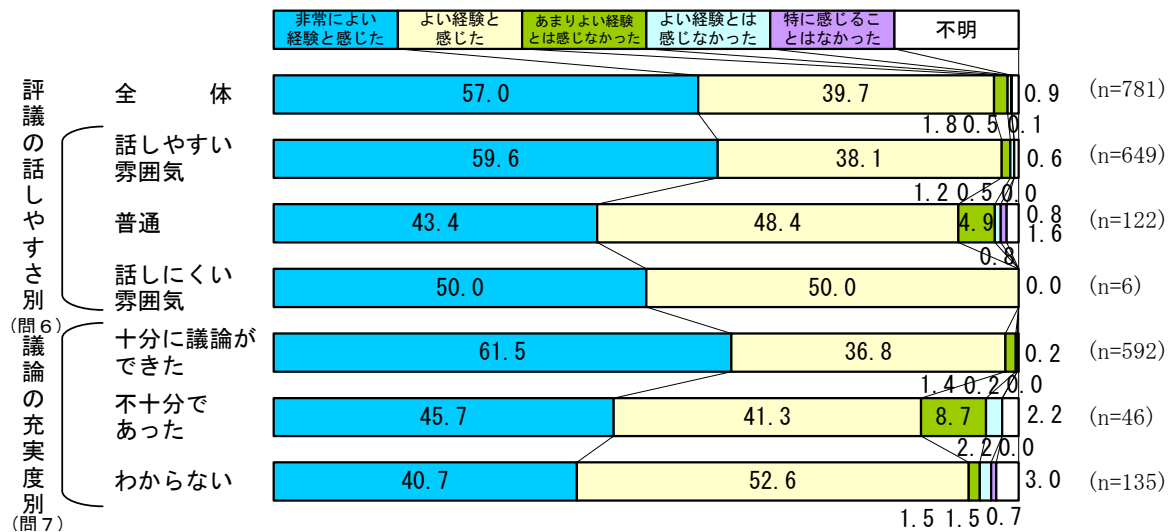
図1-5-7 裁判員として裁判に参加した感想
(審理内容理解別、法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



注：検察官、裁判官のわかりやすさ別の「わかりにくかった」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

議論の充実度別でみると、「十分に議論ができた」と回答した層では、「非常によい経験であった」と回答した者の割合は、他の層よりも高くなっている。

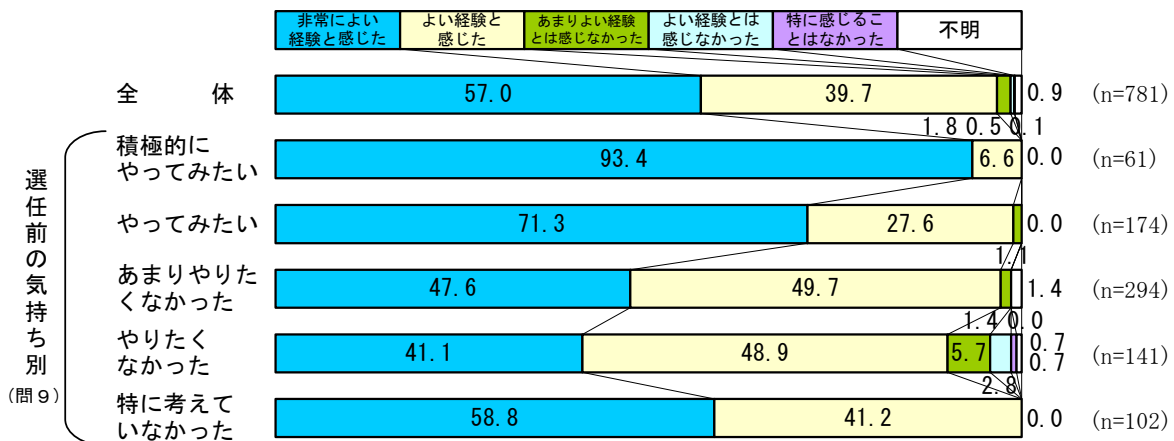
図1-5-8 裁判員として裁判に参加した感想（評議の話しやすさ別，議論の充実度別）



注：評議の話しやすさ別の「話しにくい雰囲気」は回答数が6と少ない点に注意されたい。

選任前の気持ち別でみると、選任前に積極的にやってみたいと思っていた層では選任後も「非常によい経験と感じた」とする回答が93.4%に達し、よい経験と感じなかった人はいない。また、選任前やりたくなかったと回答した層であっても、選任後は9割以上が『よい経験』と回答している。

図1-5-9 裁判員として裁判に参加した感想（選任前の気持ち別）



裁判員に選任された後の感想（問11）の理由を自由に記載してもらったところ（問12）、全781人中、713人から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、裁判員に選任されたことを「よい経験」と感じた立場から、「裁判や裁判所のことなどが分かった」という意見が最も多く、「貴重な経験をした、やりがいがあった」というものが続いている。

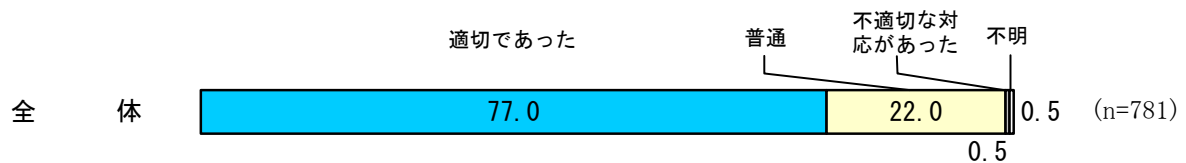
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（140頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(6) 裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報提供，裁判所の設備など）について

(i) 全体的な印象

問13-1 全体的な印象はいかがでしたか。

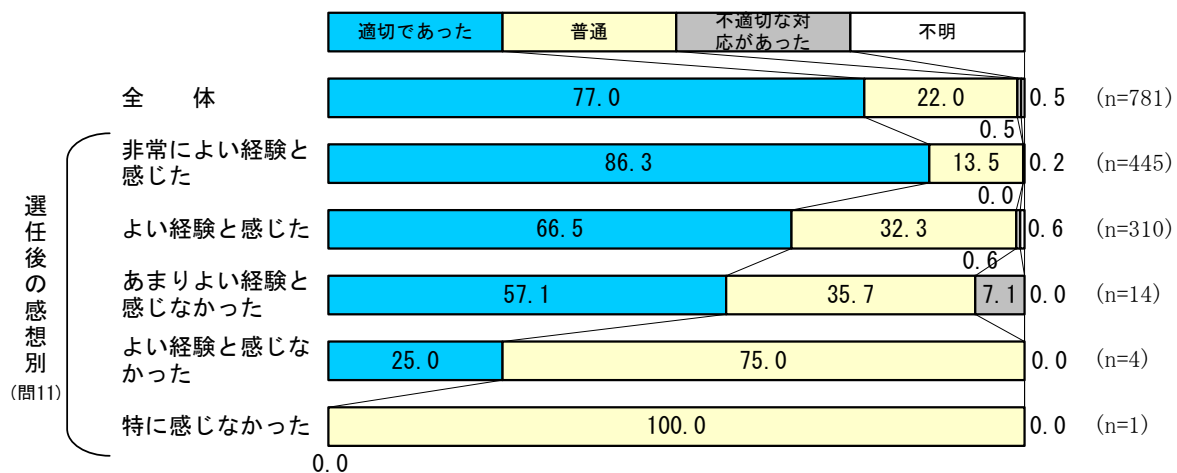
図1-6-1 裁判所に対する全体的な印象（全体）



裁判員候補者名簿に載ってからの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）は「適切であった」との回答が 77.0%であったのに対し，「不適切な対応があった」との回答は 0.5%であった。

選任後の感想別でみると，よい経験と感じた層ほど「適切であった」との回答が多い。あまりよい経験と感じなかった層においては，7.1%が「不適切な対応があった」と回答している。

図1-6-2 裁判所に対する全体的な印象（選任後の感想別）



注：選任後の感想別の「あまりよい経験と感じなかった」，「よい経験と感じなかった」，「特に感じなかった」は回答数がそれぞれ，14，4，1と少ない点に注意されたい。

(ii) 裁判所の対応について感じたこと（問13-2）

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報提供，裁判所の設備など）について感じたことを自由に記載してもらったところ，全781人中，452人から回答があった（「特にない」「わからない」といった回答を含む）。

記述内容を項目別に大きく分け，複数の項目にわたる記載を含む回答については，当該複数の項目に分類したところ，職員の対応について，「適切だった，気を遣ってもらった」など評価するものがほとんどであった。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（143頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

(7) その他の全般的な意見や感想など(問14)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全781人中、388人から回答があった(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、制度の運用に関する意見が最も多く、裁判官や裁判所職員の対応が「適切だった、感謝する」など評価をするものが続いている。

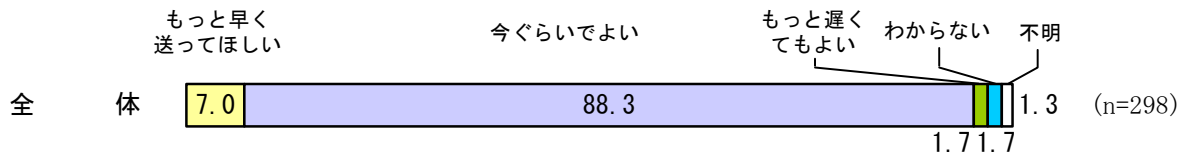
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(145頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。

図2-1-1 選任手続期日等お知らせ時期の適切さ(全体)

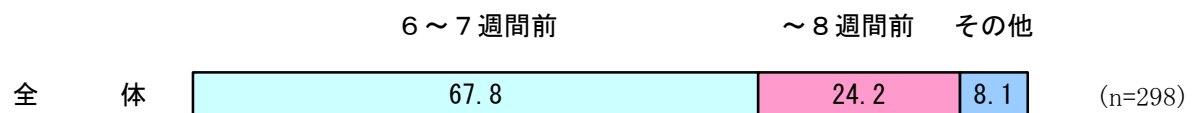


「今ぐらいでよい」とする回答が9割弱を占め、大半が適切と評価している。「もっと早く送ってほしい」は7.0%、「もっと遅くてもよい」は1.7%である。

なお、希望送付時期の平均値は、6.62週間前であった(計算方法については、裁判員アンケート問1の計算を参照にされたい)。

注：補充裁判員アンケートにおける「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

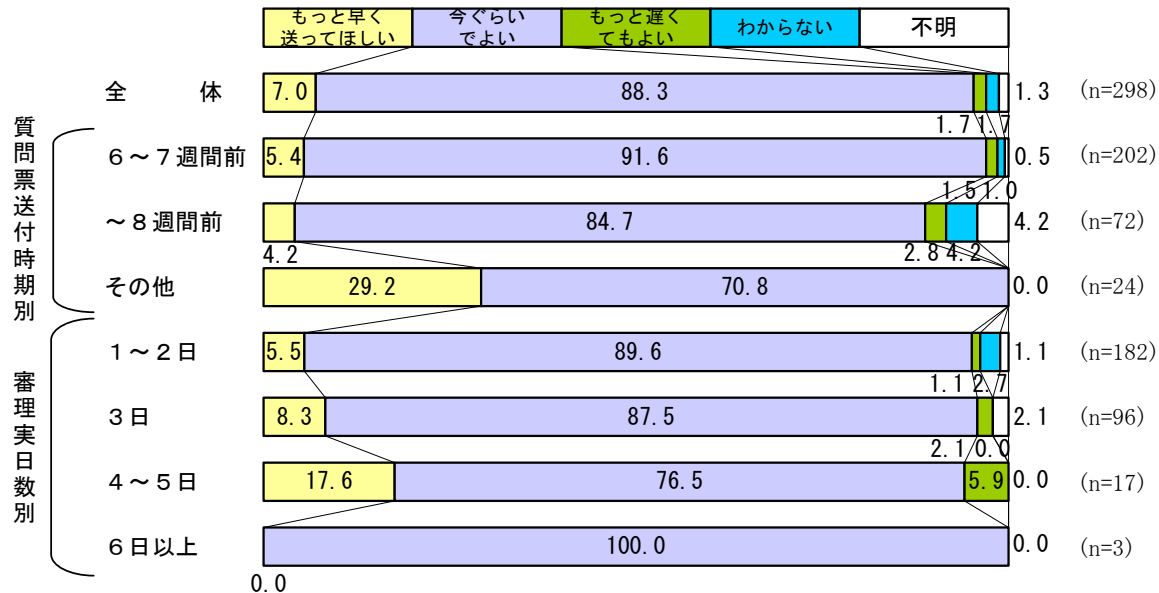
図2-1-2 質問票送付時期



「6週間~7週間前」が67.8%で最も多く、以下「~8週間前」(24.2%)、「その他」(8.1%)となっている。平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間~7週間前」の場合は“6”、「~8週間前」の場合は“8”、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

質問票送付時期別、審理実日数別でみると、どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が最も多い。また、審理実日数別の希望送付時期の平均値は、1～2日で6.45週間前、3日で6.82週間前、4～5日で7.31週間前、6日以上で8.00週間前である。

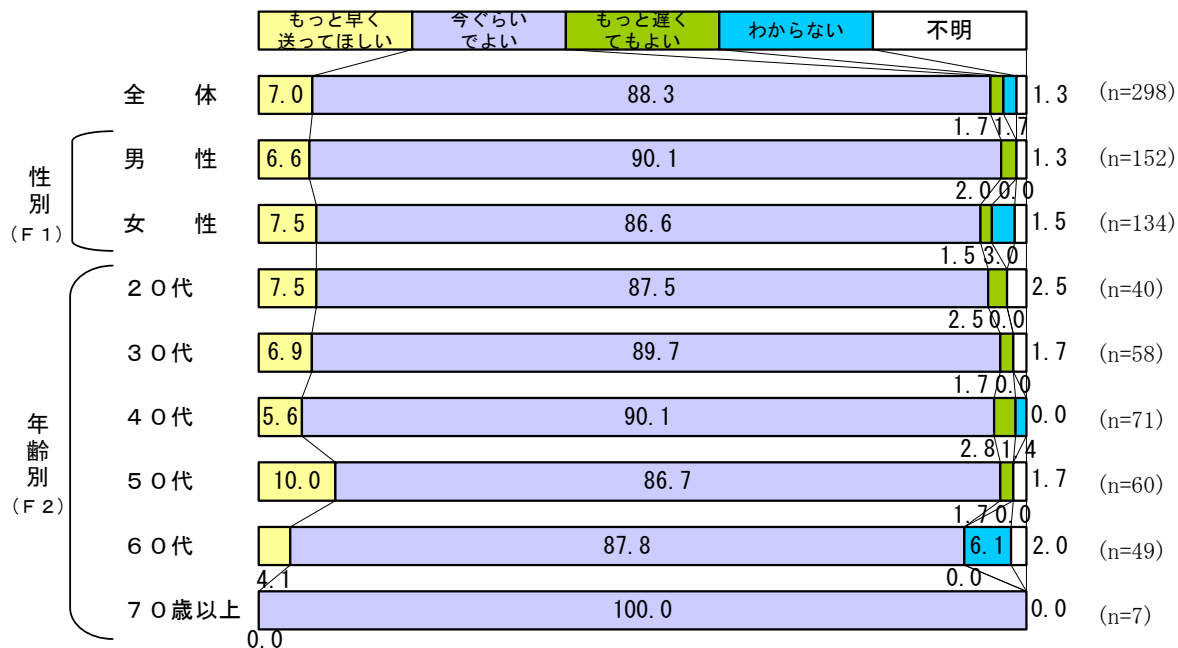
図2-1-3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（質問票送付時期別、審理実日数別）



注：質問票送付時期別の「その他」、審理実日数別の「4～5日」「6日以上」は回答数が3以下と少ない点に注意されたい。

性別でみると、男女間では大きな差はみられない。年齢別でみると、50代の約1割が「もっと早く送ってほしい」と回答しており、他の層よりも高くなっている。

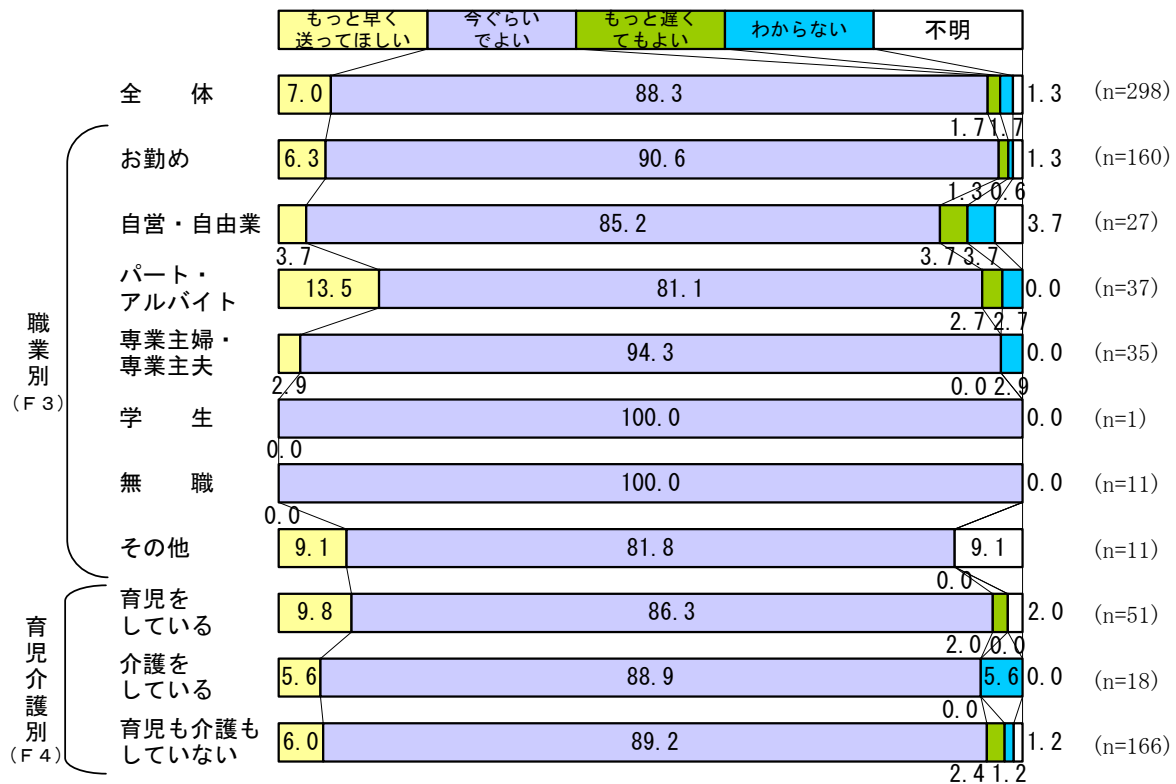
図2-1-4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（性別、年齢別）



注：年齢別の「70歳以上」は回答数が7と少ない点に注意されたい。

職業別では、パート・アルバイトの層の13.5%が「もっと早く送ってほしい」と回答しており、他の層より高くなっている。

図2-1-5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（職業別，育児介護別）



注：職業別の「自営・自由業」「学生」「無職」「その他」、育児介護別の「介護をしている」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(2) 裁判員等選任手続について (問2)

裁判員等選任手続に関して、(i) 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、(ii) 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

(i) 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全298人中、回答があったのは148人である(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

特に項目を特定することなく、全般的に問題がなかったとするものが最も多く、説明等についてわかりやすかったとするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(148頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(ii) 質問手続中の待ち時間についてなど

全298人中、回答があったのは151人である(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

所要時間の長さについて、「適切だった」など、評価するものが最も多かったが、逆に、「長すぎる」など、問題点の指摘や提案を含んだ意見がそれに続いている。

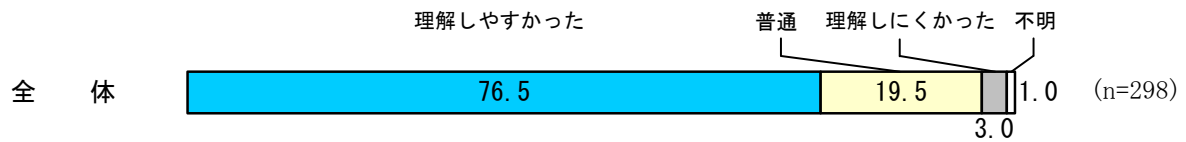
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(150頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 審理について

(i) 審理内容の理解しやすさ

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。

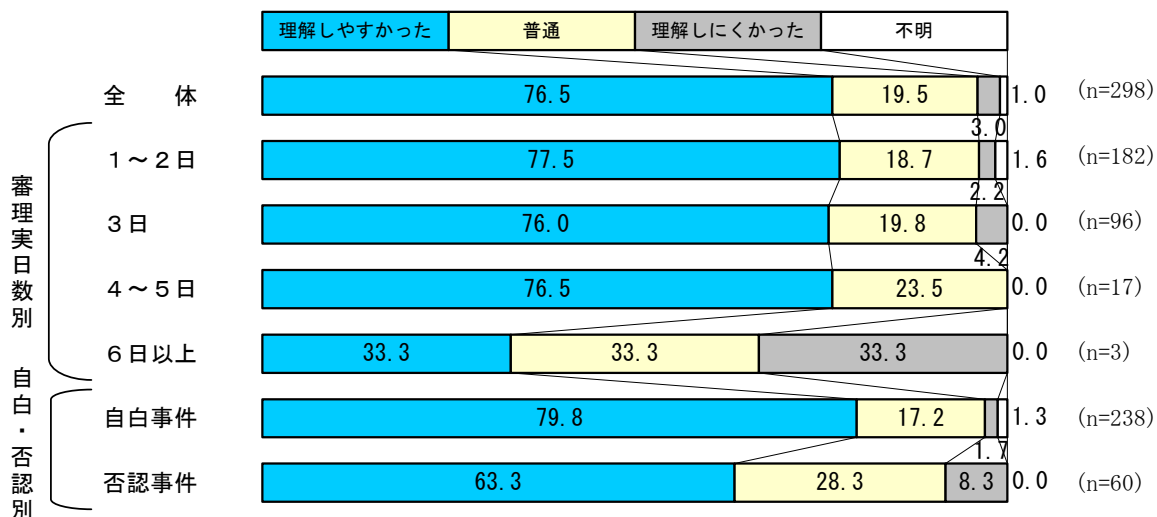
図2-3-1 審理内容の理解しやすさ (全体)



「理解しやすかった」は76.5%である。裁判員アンケート結果の場合の70.9%よりやや高くなっている。

自白・否認別では、「理解しやすかった」と回答しているのは、自白事件においては79.8%であるのに対し、否認事件においては63.3%となっており、裁判員アンケート結果と同じくおよそ16ポイントの差が生じている。

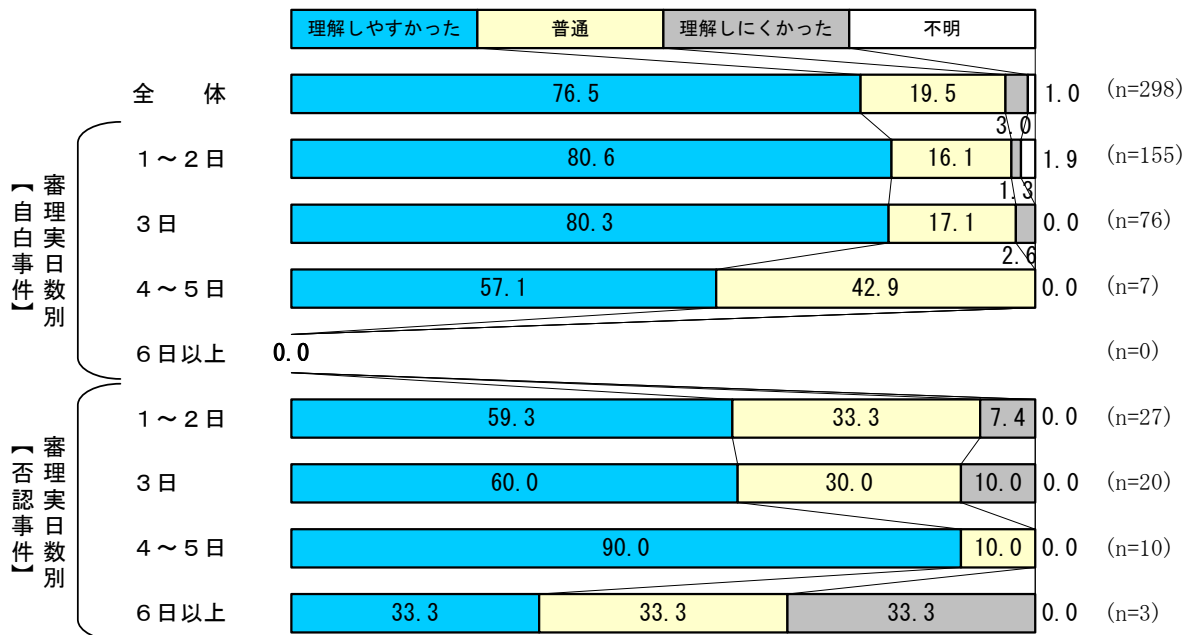
図2-3-2 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)



注：審理実日数別の「4~5日」「6日以上」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

自白・否認別審理実日数別でみると、「理解しやすかった」と回答しているのは、審理の実日数が1～2日間及び3日間の自白事件においては約8割、否認事件においては6割となっている。

図2-3-3 審理内容の理解しやすさ（自白・否認別審理実日数別）

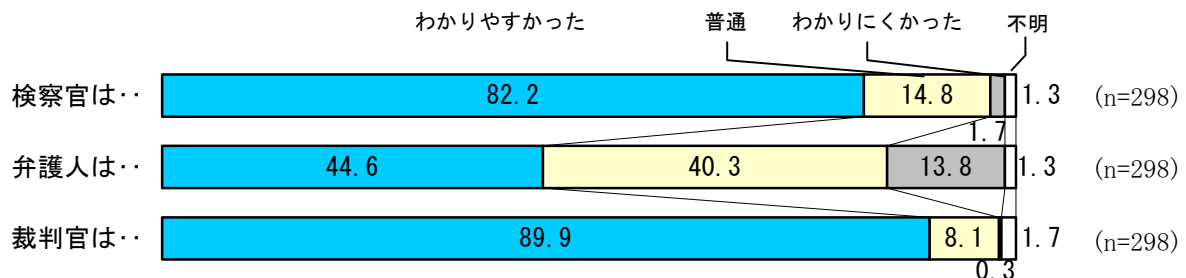


注：自白事件の「4～5日」「6日以上」、否認事件の各層は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(ii) 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ

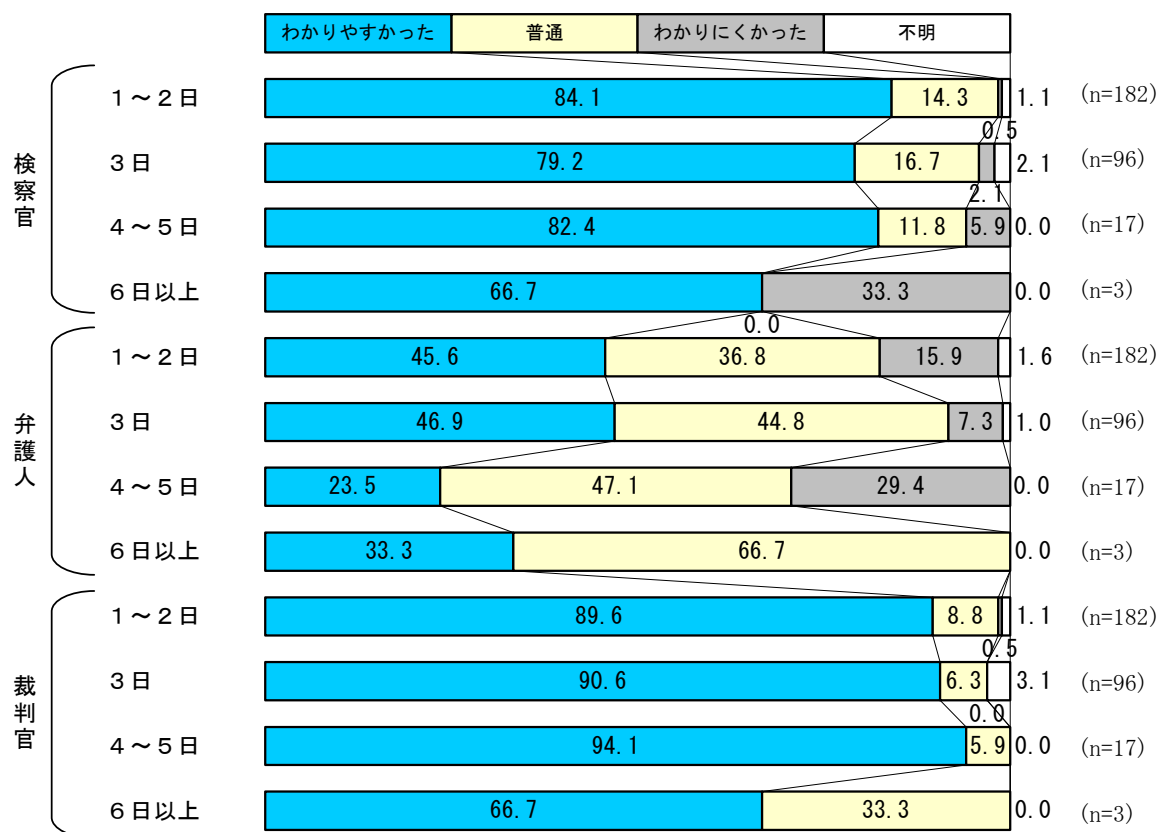
問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，お答えください。

図2-3-4 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）



検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等のわかりやすさについて，「わかりやすかった」または「普通」と回答した者は裁判官で98%，検察官で97%，弁護士で84.9%となっている。

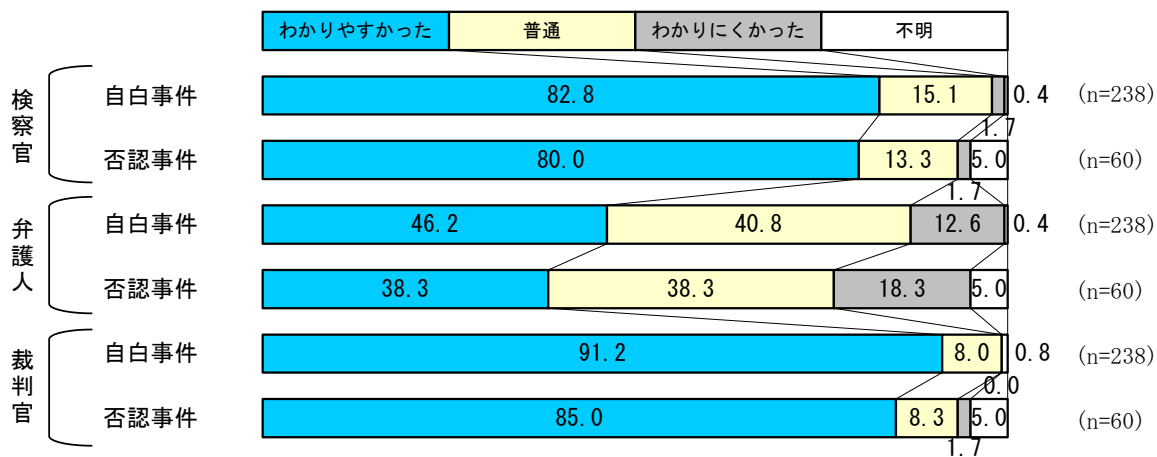
図2-3-5 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（審理実日数別）



注：「4～5日」「6日以上」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

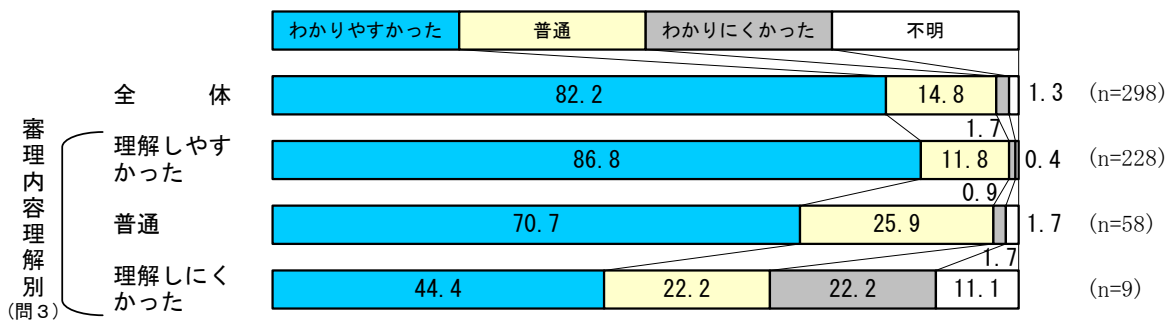
自白・否認別では，三者とも否認事件よりも自白事件の方が「わかりやすかった」と回答した者が多い。

図2-3-6 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ（自白・否認別）



審理内容理解別でみると、三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合は高い。

図2-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）



注：「理解しにくかった」は回答数が9と少ない点に注意されたい。

図2-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

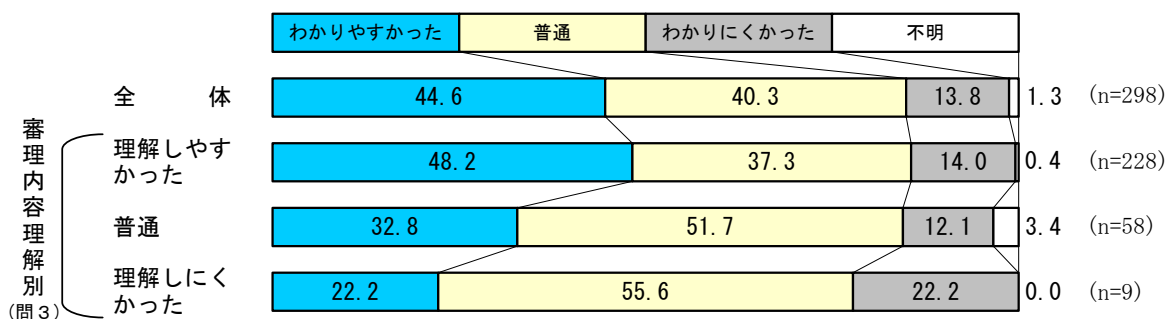
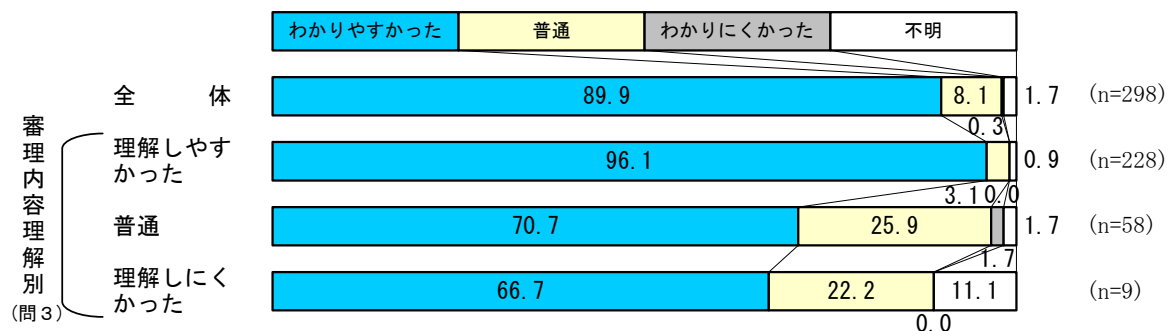


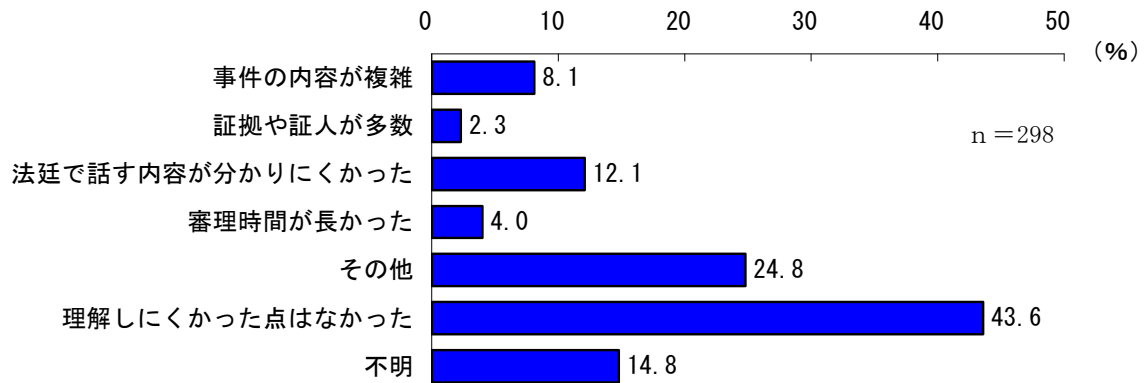
図2-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）



(iii) 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。(M. A.)

図2-3-8 法廷での手続全般について理解しにくかった点(全体)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」は43.6%である。
 理解しにくかった点としては、「証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった」(12.1%)、「事件の内容が複雑であった」(8.1%)、「審理時間が長かった」(4.0%)、「証拠や証人が多数であった」(2.3%)の順で高くなっており、裁判員アンケートの結果と同じである。

問5の法廷での手続全般について、理解しにくかった点について、「その他」を選択した者74人にその具体的内容を記述してもらったところ、72人から回答があった(「特にな」「わからない」といった回答を含む)。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが「検察官や弁護人が分かりにくかった」ことを挙げるものが最も多く、「証人や被告人の話に起因するもの」を挙げた意見がそれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(152頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 評議について

(i) 評議における話しやすさ

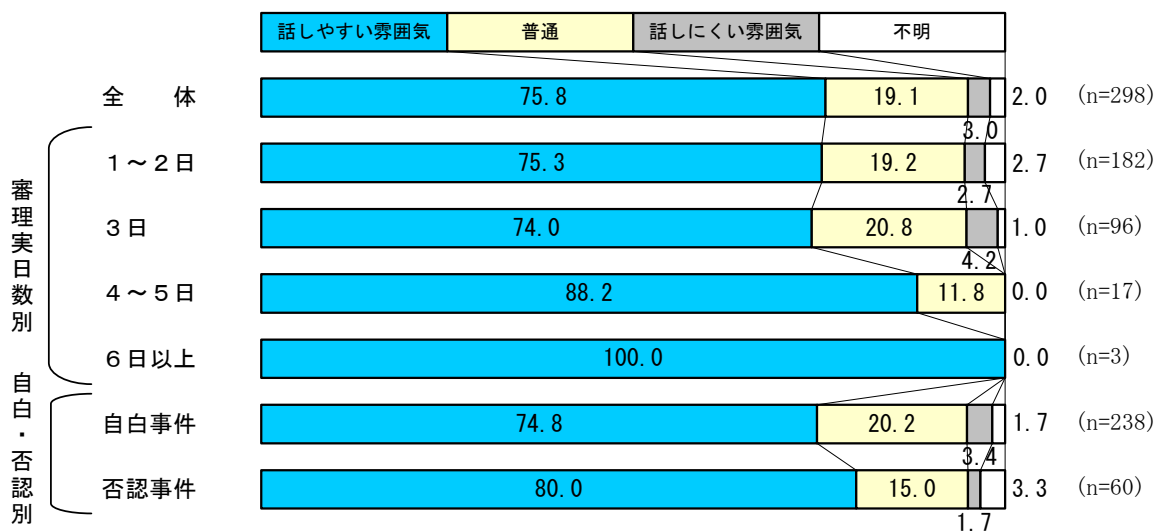
問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

図2-4-1 評議における話しやすさ (全体)



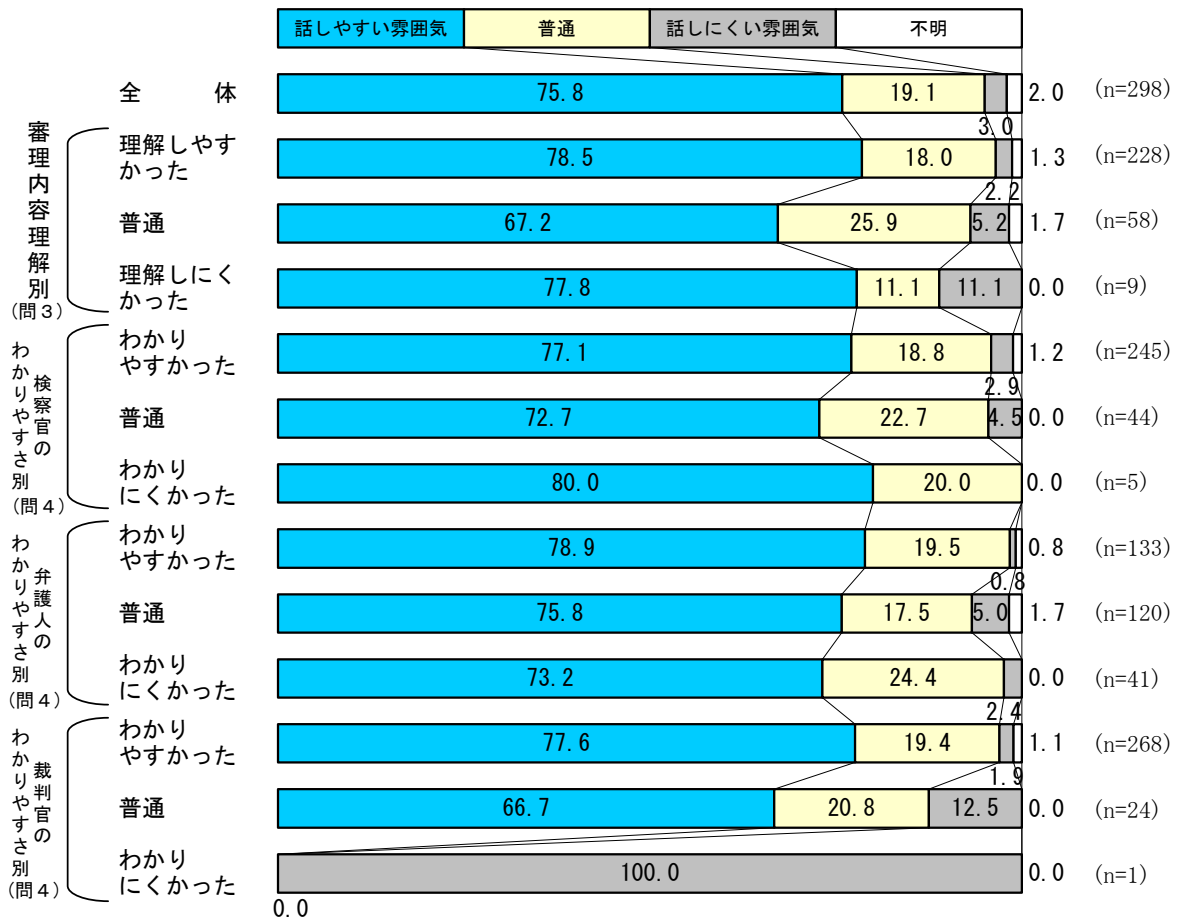
評議における話しやすさについては、「話しやすい雰囲気であった」と回答した者の割合が75.8%であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」と回答した者の割合は3.0%である。なお、裁判員アンケート結果の「話しやすい雰囲気であった」との回答は83.1%であった。

図2-4-2 評議における話しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)



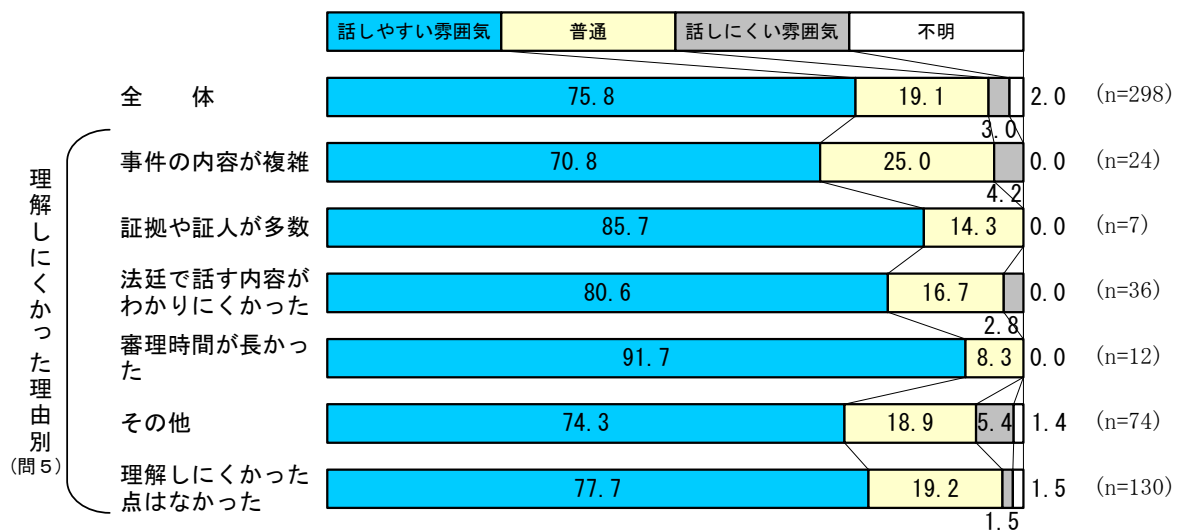
注：審理実日数別の「4~5日」「6日以上」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

図2-4-3 評議における話しやすさ
(審理内容理解別, 検察官・弁護人・裁判官のわかりやすさ別)



注：審理内容理解別の「理解しにくかった」、検察官のわかりやすさ別の「わかりにくかった」、裁判官のわかりやすさ別の「普通」「わかりにくかった」は回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

図2-4-4 評議における話しやすさ (理解しにくかった理由別)



注：「事件の内容が複雑」、「証拠や証人が多数」、「審理時間が長かった」は、回答数が30以下と少ない点に注意されたい。

(ii) 評議の進め方(裁判員の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全298人中, 210人から回答があった(「特にない」「わからない」といった回答を含む)。

記述内容を項目別に大きく分け, 複数の項目にわたる記載を含む回答については, 当該複数の項目に分類したところ, 「応対(接遇)が適切であった」とするものが最も多かった。

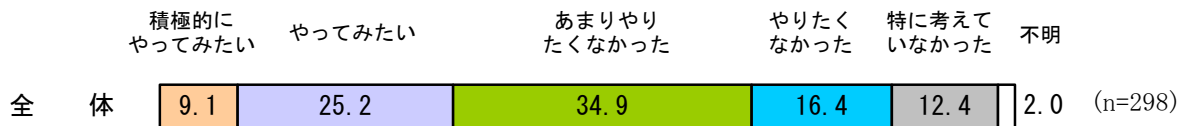
具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(154頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(5) 補充裁判員を務めた感想等について

(i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由

問8 補充裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。

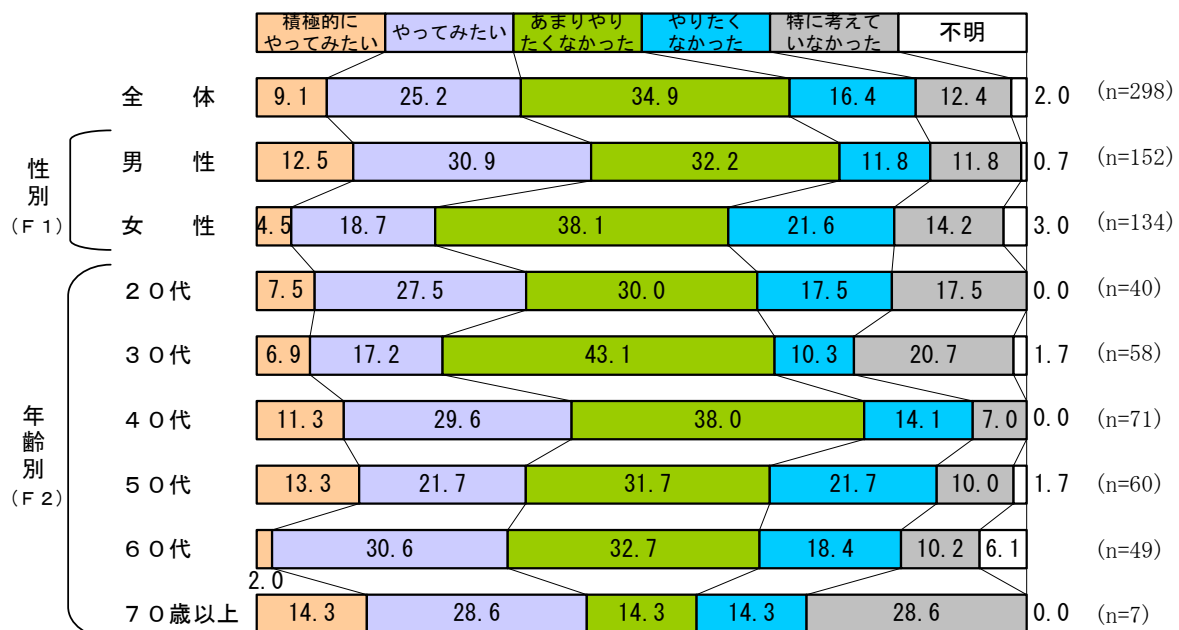
図2-5-1 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (全体)



補充裁判員に選ばれる前の気持ちについては、「積極的にやってみたい」が9.1%、「やってみたい」が25.2%であり、両者を合わせた『積極的参加意向』は3割強である。一方、「あまりやりたくなかった」(34.9%)、「やりたくなかった」(16.4%)を合わせた『消極的参加意向』はほぼ半数である。裁判員アンケート結果と比べ、『積極的な参加意向』はやや高く、『消極的参加意向』は低い結果となっている。

性別でみると、女性より男性の方が『積極的な参加意向』は高い。
年齢別では、40代の『積極的な参加意向』が4割となっている。

図2-5-2 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (性別、年齢別)



注：年齢別の「70歳以上」は回答数が7と少ない点に注意されたい。70歳以上の者は、法律上、希望すれば辞退することができる。

